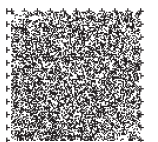


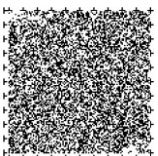
第6期
古河市障害福祉計画

第2期
古河市障害児福祉計画



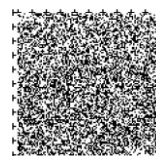
令和3年3月
茨城県古河市

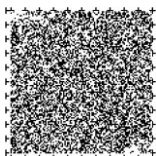




<目次>

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 障害者施策の近年の動向.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 計画の基本的な考え方.....	6
1 計画の基本理念.....	6
2 基本的な考え方.....	7
第3章 障がい児・障がい者を取り巻く状況.....	11
1 古河市の人口推移.....	11
2 障がいのある人の状況.....	13
3 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況.....	22
第4章 障害福祉サービス・障害児福祉サービス等の展開.....	26
1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス.....	26
2 令和5年度に向けた目標.....	27
3 障害福祉サービスの見込み.....	33
4 障害児福祉サービスの見込み.....	46
5 地域生活支援事業.....	50
6 地域福祉事業.....	57
第5章 計画の推進.....	59
1 計画達成にむけた推進体制.....	59
2 計画達成状況の点検・評価.....	60
資料編.....	61
1 障害者総合支援法 第88条.....	61
2 児童福祉法第33条.....	62
3 古河市障害者自立支援協議会設置規則.....	63
4 古河市障害者自立支援協議会委員名簿.....	66
5 計画策定経過.....	67
6 福祉に関するアンケート調査等抜粋.....	68





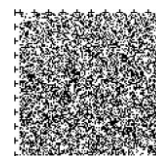
第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がいのある人に関わる市の計画は、障がい者の権利擁護、社会参加、保健・医療や生活環境や住民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に定める「障害者基本計画」、生活、就労や居住などの支援を目的とする障害福祉サービス・障害児福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量等を設定する「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」があります。

本市では、平成30年3月策定「第5期古河市障害福祉計画及び第1期古河市障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人及び障がいのある児童へ必要な福祉サービスを提供してきました。

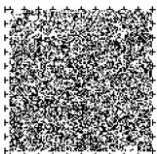
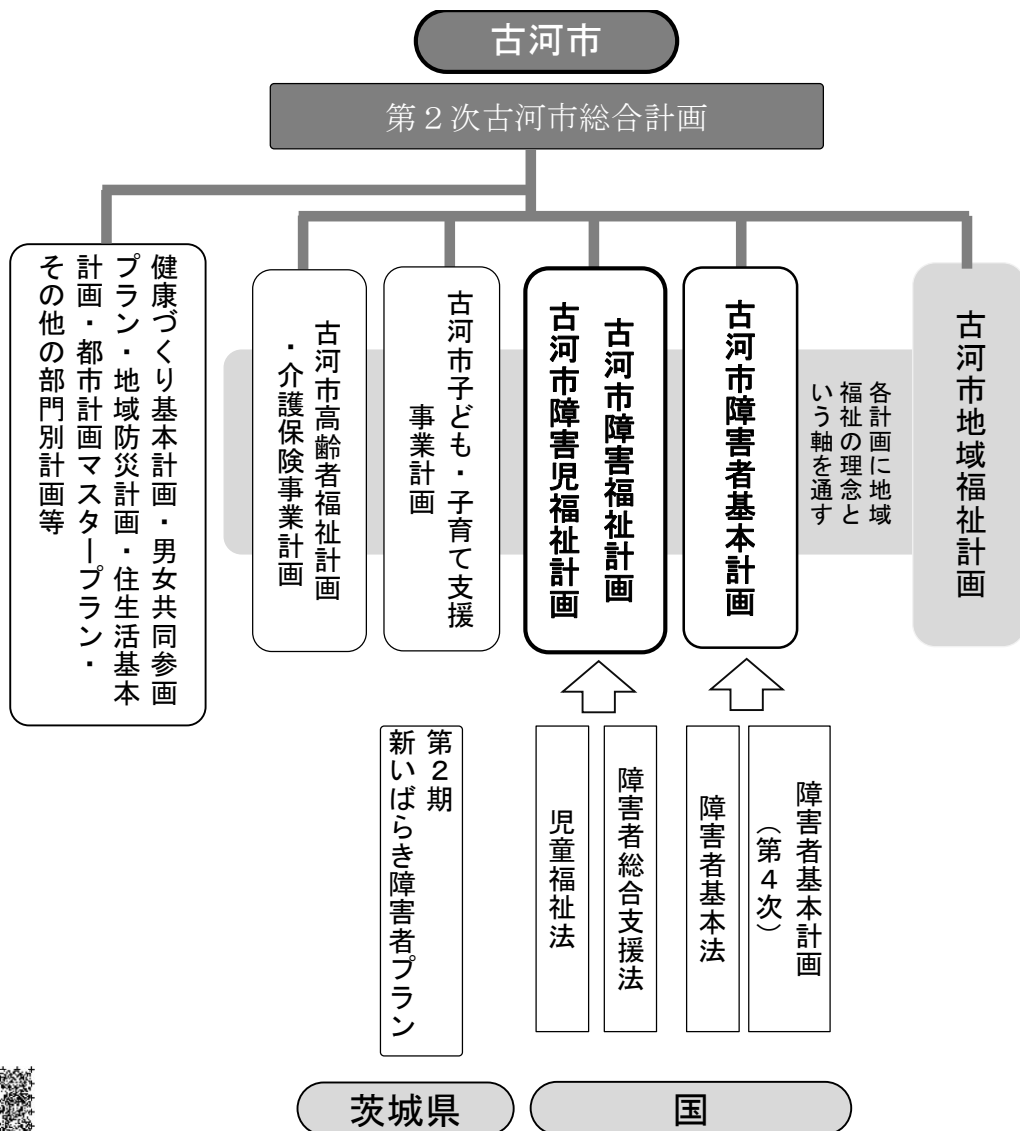
このたび、令和2年度をもって第5期古河市障害福祉計画及び第1期古河市障害児福祉計画が期間満了となることから、現計画以後の障害福祉に係る法律や制度の改正、並びに国や県が示す障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する新たな指針を踏まえ、令和3年度から令和5年度までを計画対象期間とする「第6期古河市障害福祉計画及び第2期古河市障害児福祉計画」を策定します。



2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき「市町村障害者計画」である「第 3 期古河市障害者基本計画」を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
第 6 期古河市障害福祉計画	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第 2 期古河市障害児福祉計画	児童福祉法 第 33 条の 20	各年度における、障がい児を対象とする通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画



また、本計画では、SDGs※（Sustainable Development Goals〈持続可能な開発目標〉の略称）を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための地域づくりを進めていきます。SDGsには17のゴールがあり、本計画で取り組むゴールは次のとおりとなります。



③すべての人に健康と福祉を

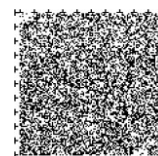
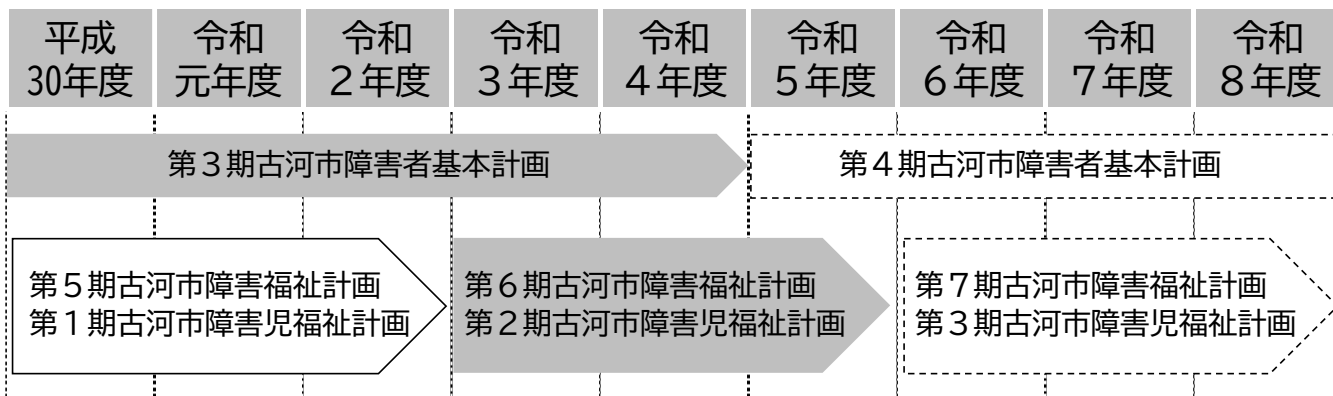


⑧働きがいも 経済成長も

※SDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

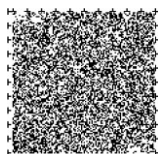
3 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3カ年を1期として策定を行うことが義務づけられています。「第6期古河市障害福祉計画及び第2期古河市障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度が計画期間となります。



4 障害者施策の近年の動向

年月	国
平成 24年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ・「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正（平成25年4月施行） ・「障害者優先調達推進法」制定 ・障害者基本計画（第3次）の策定
平成 25年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法」施行 ・「障害者差別解消法」成立（平成28年4月施行） ・「障害者雇用促進法」改正（平成28年4月施行）
平成 26年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者権利条約」締結 ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成26年4月）
平成 27年	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病の患者に対する医療費等に関する法律」の施行（平成27年1月）
平成 28年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」の施行（平成28年4月） ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（平成28年8月）
平成 30年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画（第4次）の策定（平成30年3月） ・「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（平成30年4月） ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（平成30年11月）
令和 2年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（令和2年4月）



5 計画の策定体制

(1) アンケート調査・ヒアリングの実施

障害福祉サービス利用者の意見を計画に反映させるため、障がいのある人及び、一般市民、障害福祉サービス提供事業所へアンケートを実施しました。

また、特別支援学校及び障害者団体に対しヒアリングを行いました。

配布数及び回収数

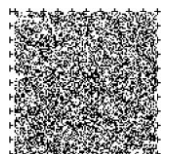
	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
市民調査	1,000 件	401 件	400 件	40.0%
障がい者(児)調査	1,300 件	615 件	612 件	47.1%
障害福祉サービス事業所等	90 件	70 件	70 件	77.8%

(2) 計画の策定体制

障害福祉計画の策定にあたり、市町村は住民をはじめ幅広い意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。地域自立支援協議会を設置したときは、あらかじめ協議会の意見を聞くよう努めます。(障害者総合支援法第 88 条の 1 第 8 項)

また、地域自立支援協議会はその役割の 1 つとして障害福祉計画作成に係る助言や進捗状況の整理を行います。

今後、障害福祉計画の策定にあたり、令和 2 年度の古河市障害者自立支援協議会において同計画の策定に関する協議を実施します。



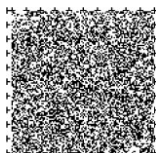
第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念は、第3期古河市障害者基本計画で掲げた「障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまち」を共有し、計画の推進を図ります。

基本理念

障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまち



2 基本的な考え方

国は基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインとして基本指針（以下、「国の基本指針」という。）を示しています。本計画は、これらの「国の基本指針」と「障害者基本法における基本的な理念」を踏まえ、本市の障がいのある人の自立への施策を展開していきます。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援・成年後見制度の推進

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し、障がい者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本に、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

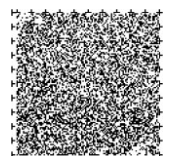
国は平成 29（2017）年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、市町村は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項に基づき、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

このことから、令和 3 年 4 月に策定された第 3 期古河市地域福祉計画に内包されている、「古河市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の推進についての取り組みを行います。

現在、障がい者の権利擁護に関する相談窓口としては、古河市障害者相談支援センター※及び障がい福祉課窓口で受付をしており、市民の方に制度の理解をしていただくために講演会を実施していきます。

今後は、成年後見制度の推進について取り組みをさらに充実させるために、関係機関と協議を行い、同制度を推進する中心的役割となる「中核機関」の設置と、その中核機関を事務局とした司法・福祉・医療等の連携強化と本市の同制度推進の方向性を協議する機関（協議会等）を設置します。

※ 古河市では障害者相談支援事業を事業委託しており、古河市基幹相談支援センター及び古河市地域相談支援センター（3か所）のことをそれぞれ「古河市障害者相談支援センター」といいます。



(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供等

サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスを必要とする人がサービスを受けることができるようにしていきます。

また、発達障がい及び高次脳機能障がいについては、従来から精神障がいに含まれるものとして、また、難病患者も障害者総合支援法に基づく給付の対象になっています。引き続きその旨の周知を図ります。

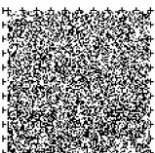
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしが継続できるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備する必要があります。地域生活への移行が可能となるサービス提供体制を確保します。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。今後、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を整備します。

また、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

さらに、医療的なケアが必要な重度の障がいのある人が地域で暮らし続けられるよう、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の支援の充実に努めます。



(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

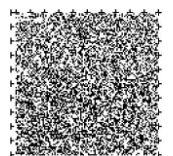
地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえ、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所施設については県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図り、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援を誰もが受けることができる地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育や就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援として、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



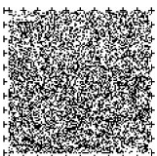
(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進むなか、将来にわたり安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携推進や障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえ、支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 47 号）を受け、障がい者が文化芸術を享受鑑賞や創造や発表等の多様な活動に参加する機会確保等を通じ、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。



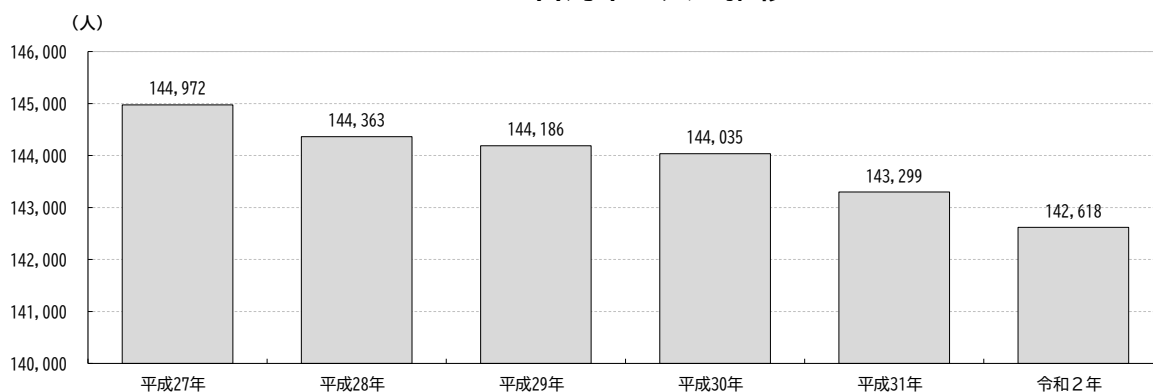
第3章 障がい児・障がい者を取り巻く状況

1 古河市の人口推移

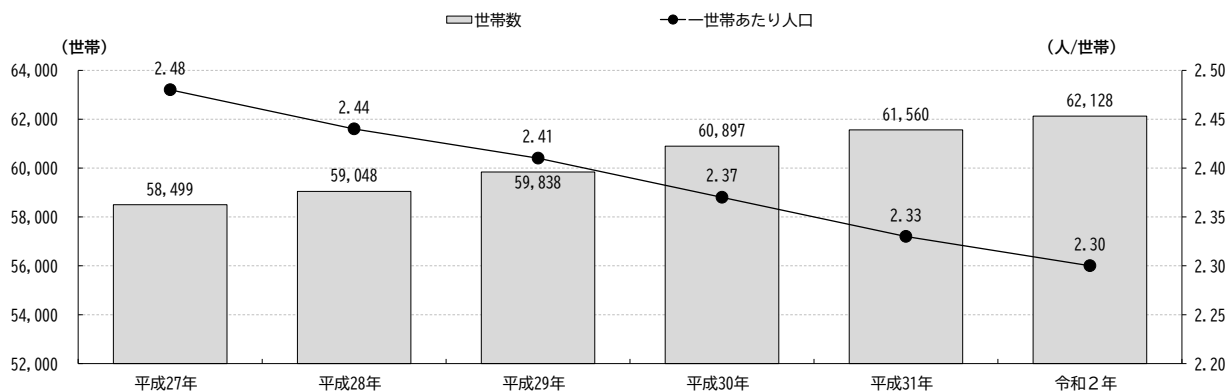
古河市の人口は、令和2年4月1日現在 142,618 人になっており、平成30年以降は毎年600人程減少しています。

また、世帯数は年々増加傾向にあり、世帯当たり人員は減少し、小家族化が進行しています。

■古河市の人口推移



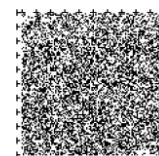
■古河市の世帯数、世帯当たり人員の推移



	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	144,972	144,363	144,186	144,035	143,299	142,618
世帯数 (世帯)	58,499	59,048	59,838	60,897	61,560	62,128
一世帯あたり 人員 (人)	2.48	2.44	2.41	2.37	2.33	2.30

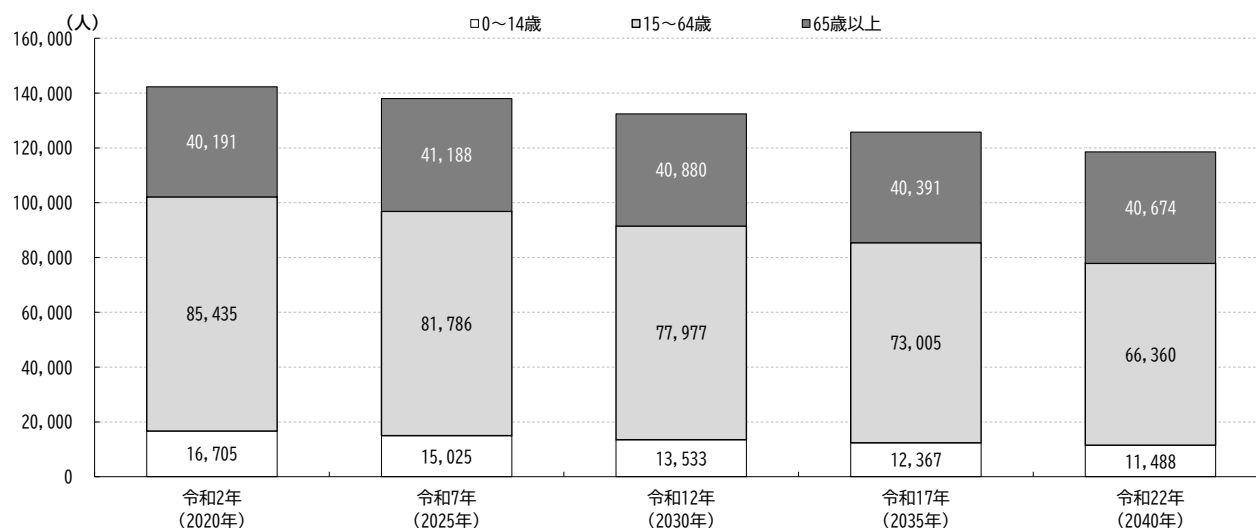
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（単位：人）



長期的には人口は減少傾向にあり、老年人口（65 歳以上）は4万人台で推移していますが、生産年齢人口（15～64 歳）と年少人口（0～14 歳）の減少が続き、令和 22 年（2040 年）の高齢化率は 34.3%となることが予測されています。

■古河市の推定人口

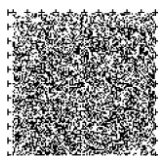


	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	総人口
令和 2 年 (2020 年)	16,705	85,435	40,191	142,331
令和 7 年 (2025 年)	15,025	81,786	41,188	137,999
令和 12 年 (2030 年)	13,533	77,977	40,880	132,390
令和 17 年 (2035 年)	12,367	73,005	40,391	125,763
令和 22 年 (2040 年)	11,488	66,360	40,674	118,522

資料：令和 2 年：住民基本台帳（10 月 1 日現在）

（単位：人）

令和 3 年以降：住民基本台帳の人口推移を元にコーホート変化率法を用いて推計



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい児・者の状況

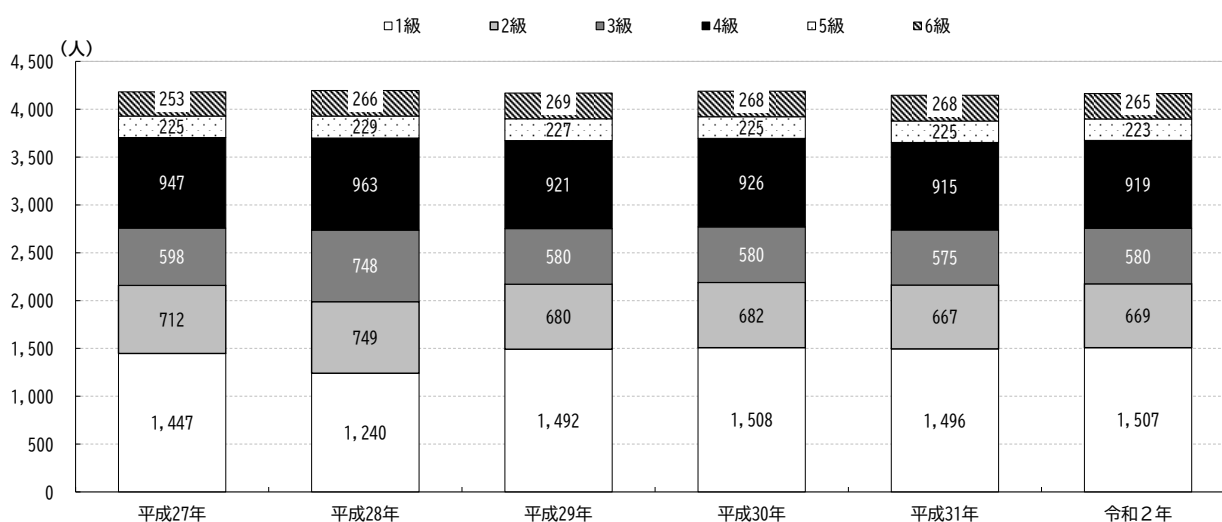
身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）は、毎年4,000人強で推移しており、総人口に対する割合は2.91%となっています。

等級別にみると、1級の所持者が最も多く1500人前後で推移しています。

障がい種別には、肢体不自由が半数を占め2級、3級、4級、5級では最も多く、最重度の1級は内部障がいが6割を占めています。

※1級が最も障がい程度が重く、以下障がい程度に応じて6級までとなっています。

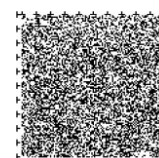
■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）



	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年	1,447	712	598	947	225	253	4,182
平成28年	1,240	749	748	963	229	266	4,195
平成29年	1,492	680	580	921	227	269	4,169
平成30年	1,508	682	580	926	225	268	4,189
平成31年	1,496	667	575	915	225	268	4,146
令和2年	1,507	669	580	919	223	265	4,163
令和2年古河市総人口（142,618人）に対する割合							2.91%

各年4月1日現在

（単位：人）



■身体障害者手帳所持者の等級別障がい種別状況

障がい種別 等級別	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
1級	101	17	2	455	932	1,507
2級	71	118	4	460	16	669
3級	12	55	31	319	163	580
4級	16	78	14	528	283	919
5級	27	0	0	196	0	223
6級	19	141	0	105	0	265
合計	246	409	51	2,063	1,394	4,163

令和2年4月1日現在

(単位：人)

身体障がい児は、等級別では1級が特に多く52.0%と過半数を占め、障がい種別では肢体不自由が64.0%で3分の2を占めています。

■身体障がい児の等級別状況

等級別 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	39	12	9	1	4	10	75
	52.0	16.0	12.0	1.4	5.3	13.3	100.0

令和2年4月1日現在

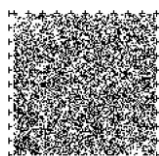
(上段：人／下段：%)

■身体障がい児の障がい種別状況

障がい種別 年齢	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
18歳未満	2	16	0	48	9	75
	2.7	21.3	0.0	64.0	12.0	100.0

令和2年4月1日現在

(上段：人／下段：%)

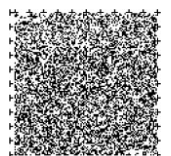
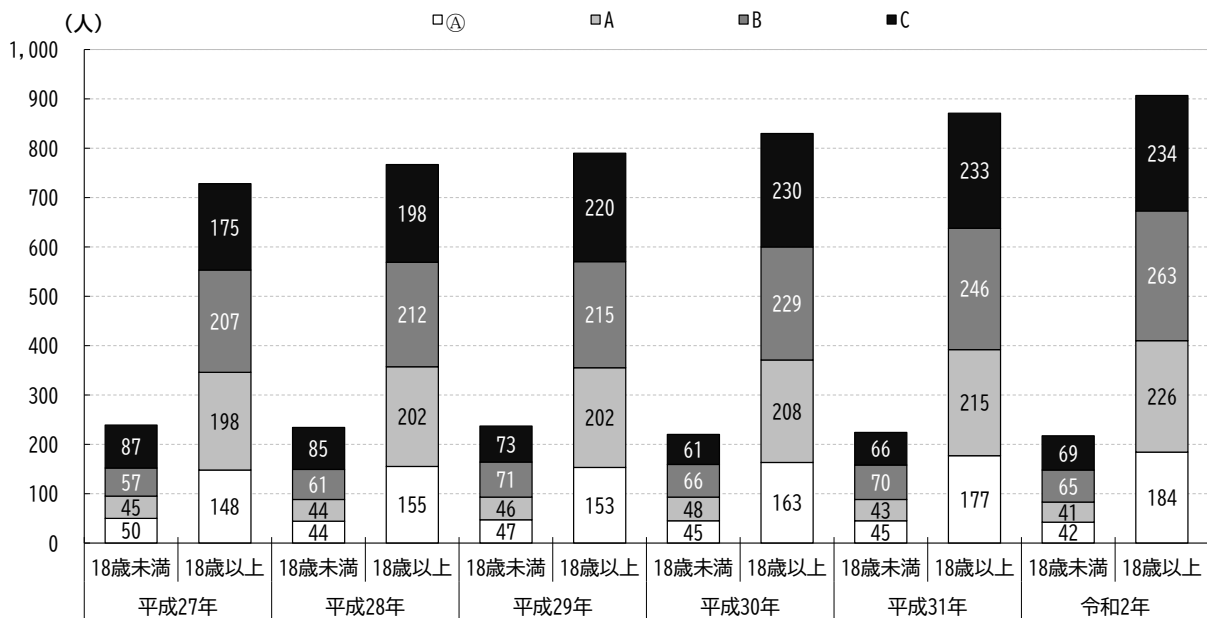


(2) 知的障がい児・者の状況

知的障がいのある人（療育手帳所持者）は、令和2年4月1日現在1,124人で、総人口に対する割合は0.78%となっています。年齢別では、障がい児（18歳未満）が217人、障がい者（18歳以上）が907人であり、障がい児は200～250人程度で推移していますが、障がい者は増加傾向にあり、平成27年の728人から令和2年には907人と約1.2倍に増加しています。

※㉠が最も障がい程度が重く、以下Cまでとなっています。

■療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）

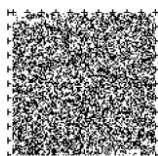


■療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）

年	年齢別	㊤	A	B	C	合計
平成 27 年	18 歳未満	50	45	57	87	239
	18 歳以上	148	198	207	175	728
平成 28 年	18 歳未満	44	44	61	85	234
	18 歳以上	155	202	212	198	767
平成 29 年	18 歳未満	47	46	71	73	237
	18 歳以上	153	202	215	220	790
平成 30 年	18 歳未満	45	48	66	61	220
	18 歳以上	163	208	229	230	830
平成 31 年	18 歳未満	45	43	70	66	224
	18 歳以上	177	215	246	233	871
令和 2 年	18 歳未満	42	41	65	69	217
	18 歳以上	184	226	263	234	907
令和 2 年古河市総人口（142,618 人）に対する割合						0.78%

各年 4 月 1 日現在

（単位：人）



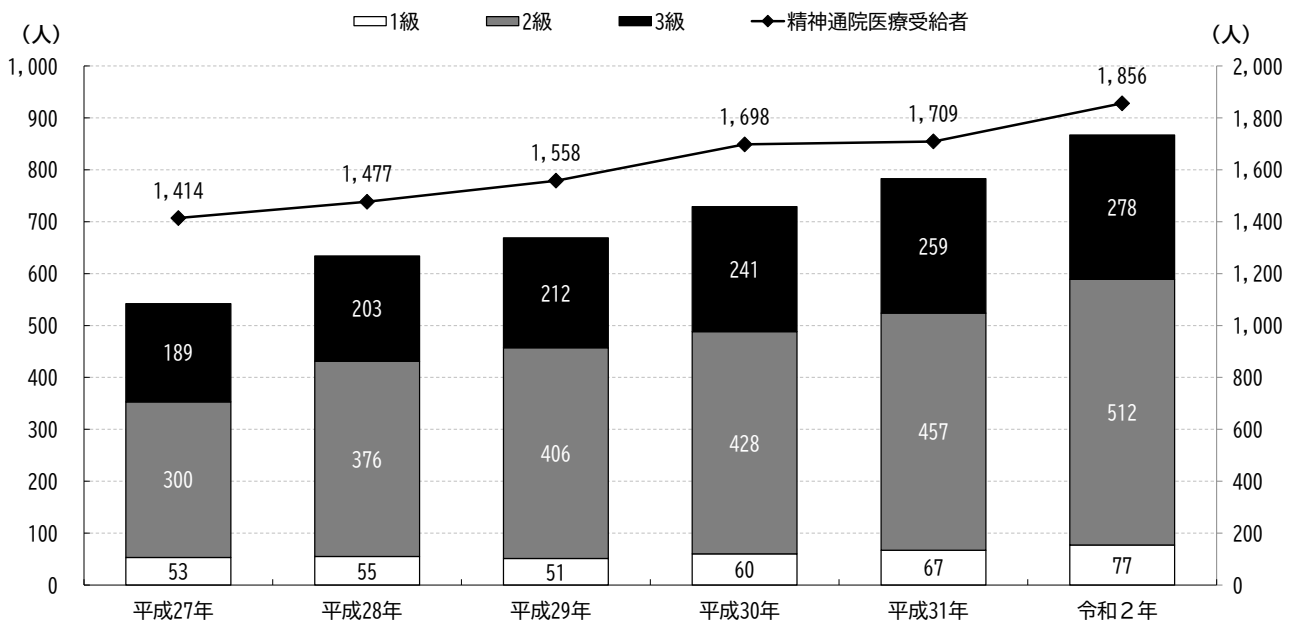
(3) 精神障がい児・者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年4月1日現在 867 人で、総人口に対する割合は 0.61% となっており、平成 27 年の 542 人から 1.6 倍に増加し、特に 2 級、3 級の増加が目立ちます。

精神通院医療受給者数は、令和 2 年 4 月 1 日現在 1,856 人で総人口に対する割合は 1.3% であり、平成 27 年の 1,414 人から約 1.3 倍に増加しています。

※ 1 級が最も障がい程度が重く、以下 3 級までとなっています。

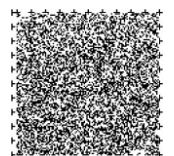
■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神通院医療受給者数の推移



年	1 級	2 級	3 級	合計	精神通院医療受給者数
平成 27 年	53	300	189	542	1,414
平成 28 年	55	376	203	634	1,477
平成 29 年	51	406	212	669	1,558
平成 30 年	60	428	241	729	1,698
平成 31 年	67	457	259	783	1,709
令和 2 年	77	512	278	867	1,856
令和 2 年古河市総人口 (142,618 人) に対する割合				0.61%	1.3%

各年 4 月 1 日現在

(単位：人)



精神障がい児は、等級別では2級が特に多く70.6%を占めています。

■精神障がい児の等級別の状況

等級別 年齢	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	12	5	17
	0	70.6	29.4	100.0

令和2年4月1日現在

(単位：人)

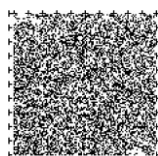
精神通院医療受給者の疾病状況では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」と「気分障害」が特に多く3分の1ずつを占めています。

■精神通院医療受給者の疾病状況

症状	平成29年 (2017年)	令和2年 (2020年)
症状性を含む器質性精神障害	34	67
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	32	38
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	575	601
気分障害	582	682
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	102	126
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	9	12
成人の人格及び行動の障害	14	13
精神遅滞	30	37
心理的発達障害	32	48
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	13	30
てんかん	135	192
その他の精神障害	0	1
分類不明	0	0
合計	1,558	1,847

資料：茨城県精神保健福祉センター年報（各年3月31日現在）

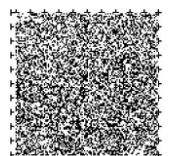
(単位：人)



(4) 発達障がい児・者の状況

発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（発達障害者支援法）とされています。発達障がいについては、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得できる人もいれば、発達障がいの診断はあっても、手帳を取得しない・できない人が混在しており、正確な人数が把握できない状況ではありますが、潜在的な人数は多いものと考えられます。

本市では、平成 27 年 4 月 1 日より開所した古河市児童発達支援センターで発達の遅れや偏りがある就学前の児童を対象に、早期から発達特徴に合わせた支援を行っているほか、定期的に発達相談の窓口を設け、相談があった際には適切な関係機関を紹介する等支援に努めています。



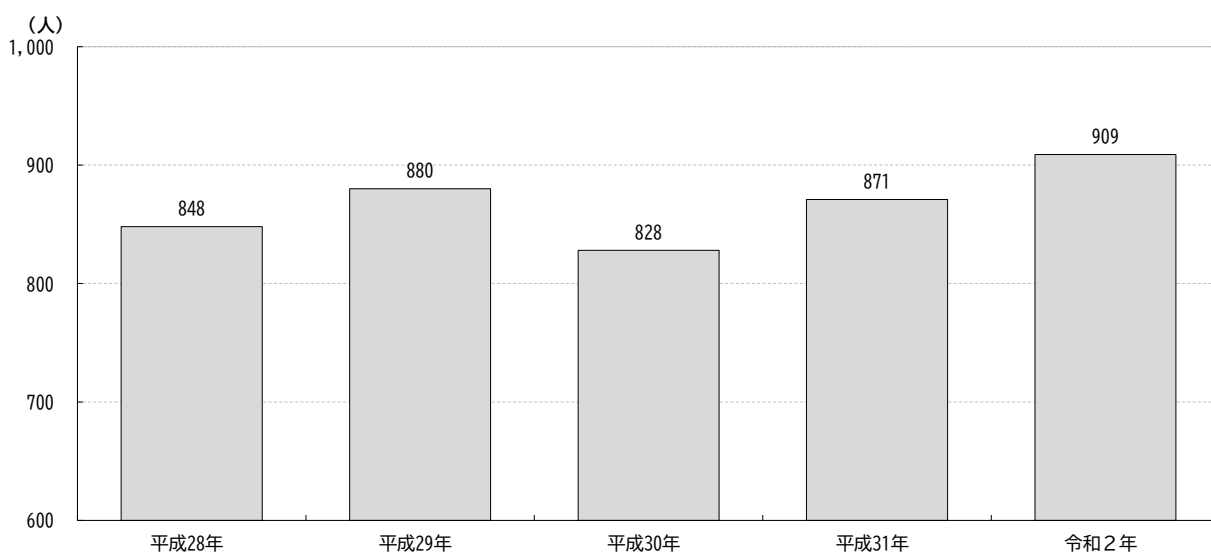
(5) 難病患者等の状況

難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」(難病法)であり、難病のうち「指定難病」に対して医療費の公費負担助成が行われています。

本市の難病患者(指定難病特定医療費受給者数)は令和2年3月31日現在909人で、総人口に対する割合は0.64%です。

「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」が施行され、指定難病の対象はその後も拡大し、令和2年4月1日現在333疾患となっています。

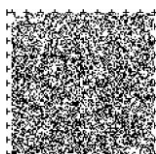
■指定難病特定医療費受給者数の推移



	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
人数	848	880	828	871	909
令和 2 年 4 月古河市総人口 (142,618 人) に対する割合					0.64%

資料：各年3月31日現在

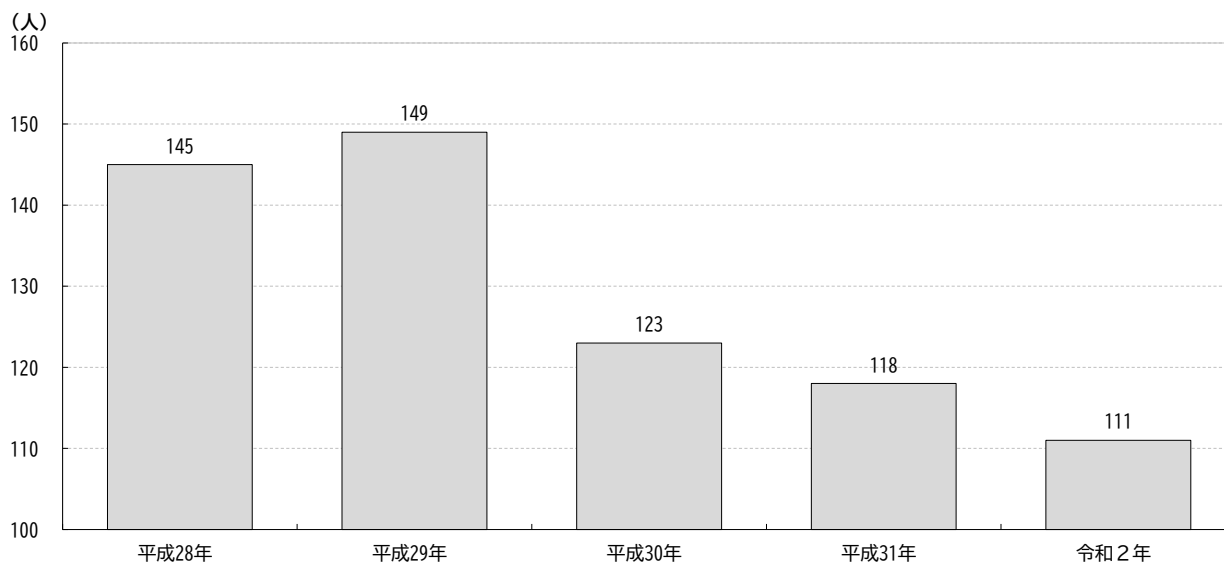
(単位：人)



小児慢性特定疾病は、子どもの慢性疾病のうち小児がんなど長期治療が必要な慢性疾病の疾病をさし、医療費の助成（国制度）が行われています。本市の小児慢性特定疾病受給者は、令和2年3月31日現在 111 人です。対象となる疾病については、平成 27 年 1 月 1 日から従来の 514 疾病（11 疾患群）から 704 疾病(14 疾患群)に拡大され、さらに対象疾病が拡大し、令和元年 7 月 1 日現在 762 疾病（16 疾患群）となっています。

本市では、在宅の小児慢性特定疾病児に日常生活用具を給付しています。

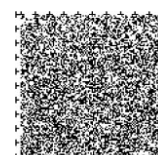
■小児慢性特定疾病受給者数の推移



	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
人数	145	149	123	118	111

資料：各年 3 月 31 日現在

(単位：人)



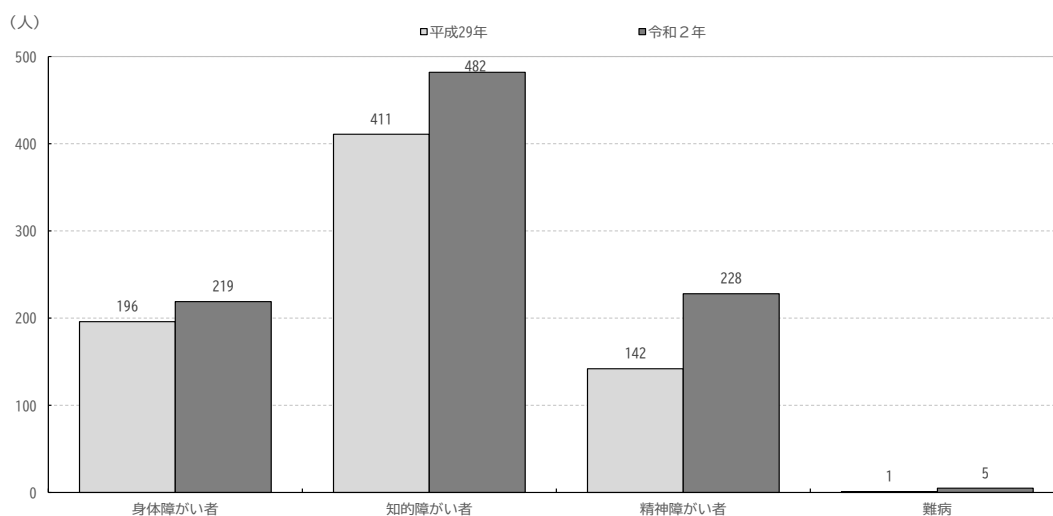
3 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者の状況

障がい別の利用者は、知的障がい者が482人(51.6%)で最も多く、次いで精神障がい者が228人(24.4%)、身体障がい者が219人(23.4%)、難病患者が5人(0.5%)となっています。平成29年と比べると、いずれの障がいも増加しています。

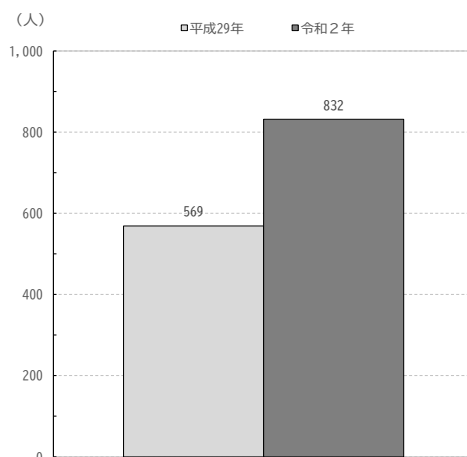
また、障害児福祉サービスの利用者数は、平成29年で569人でしたが、令和2年には832人と263人増加しています。

■障害福祉サービスの利用者数

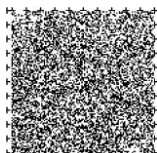


資料：各年4月現在

■障害児福祉サービスの利用者数



資料：各年4月現在



(2) 障害福祉サービス・障害児福祉サービス支給決定者・利用者の状況

(平成29年・令和2年4月現在)

■訪問系サービス

年	居宅介護		重度訪問介護		行動援護		同行援護		重度障害者等 包括支援	
	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年
支給決定者	151	146	1	4	0	1	30	24	0	0
利用者	111	108	1	4	0	0	17	12	0	0

(単位：人)

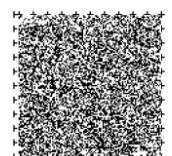
■日中活動サービス

年	生活介護		自立訓練 (機能訓練)		自立訓練 (生活訓練)		就労移行支援		就労継続支援 (A型)	
	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年
支給決定者	312	334	0	2	20	7	49	40	50	82
利用者	289	305	0	1	19	5	41	33	42	74

(単位：人)

年	就労継続支援 (B型)		就労定着支援		療養介護		短期入所	
	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年
支給決定者	213	300	-	6	19	20	242	272
利用者	196	267	-	5	18	19	38	25

(単位：人)



■居住系サービス

年	共同生活援助		施設入所支援	
	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年
支給決定者	134	181	160	154
利用者	130	166	153	146

(単位：人)

■相談支援

年	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年
支給決定者	794	911	0	0	1	0
利用者	187	237	0	0	1	0

(単位：人)

■障害児通所支援

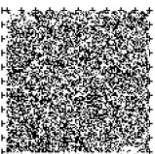
年	児童発達支援		放課後等 デイサービス		保育所等 訪問支援		居宅訪問型 児童発達支援	
	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年
支給決定者	119	133	160	266	8	24	-	5
利用者	106	88	111	205	2	0	-	0

(単位：人)

■障害児相談支援

年	障害児 相談支援	
	平成 29年	令和 2年
支給決定者	282	404
利用者	136	204

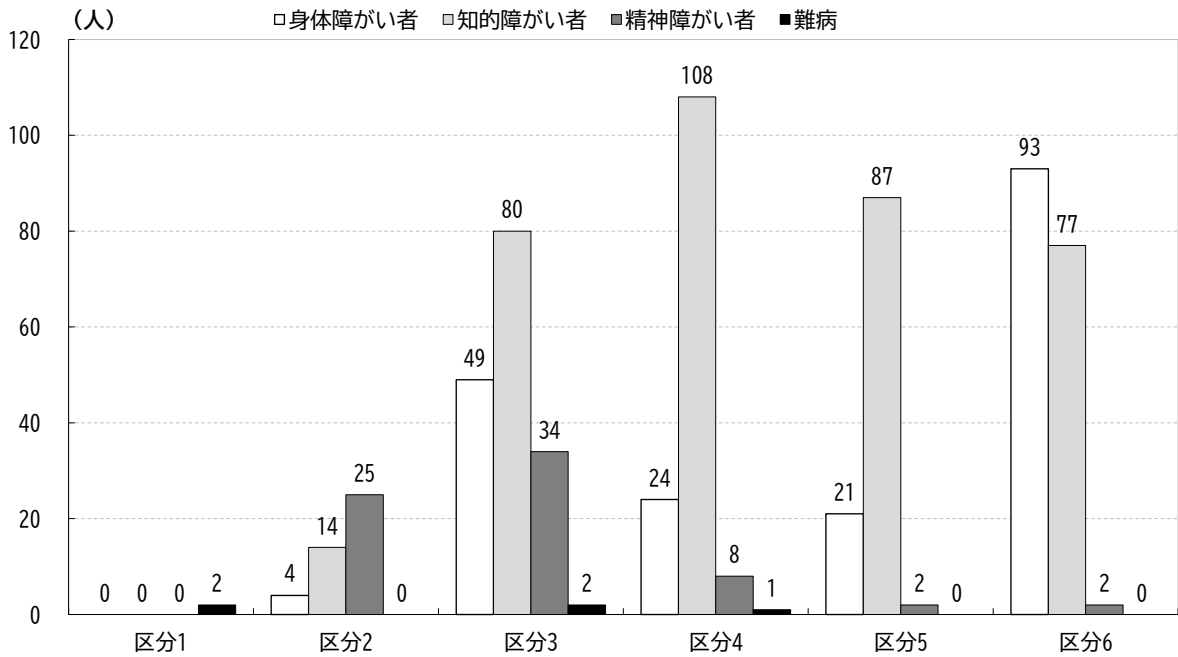
(単位：人)



(3) 障害別障害支援区分認定者の状況

障害支援区分は「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」であり、区分6が最も必要性が高くなっています。令和2年4月現在の障がい別障害支援区分認定者は633人であり、知的障がい者が半数(366人)を占めています。知的障がい者は区分3～6が多く、身体障がい者は区分6、精神障がい者は区分2、3が多くなっています。

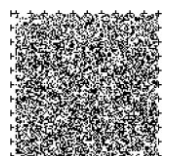
■障がい者別障害支援区分認定者の状況



障害支援区分	身体		知的		精神		難病		合計	
	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年	平成 29年	令和 2年
区分1	8	0	1	0	1	0	0	2	10	2
区分2	17	4	15	14	31	25	0	0	63	43
区分3	31	49	65	80	26	34	0	2	122	165
区分4	20	24	89	108	10	8	1	1	120	141
区分5	22	21	88	87	2	2	0	0	112	110
区分6	92	93	71	77	2	2	0	0	165	172
合計	190	191	329	366	72	71	1	5	592	633

資料：各年4月現在

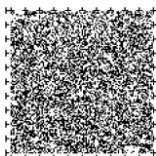
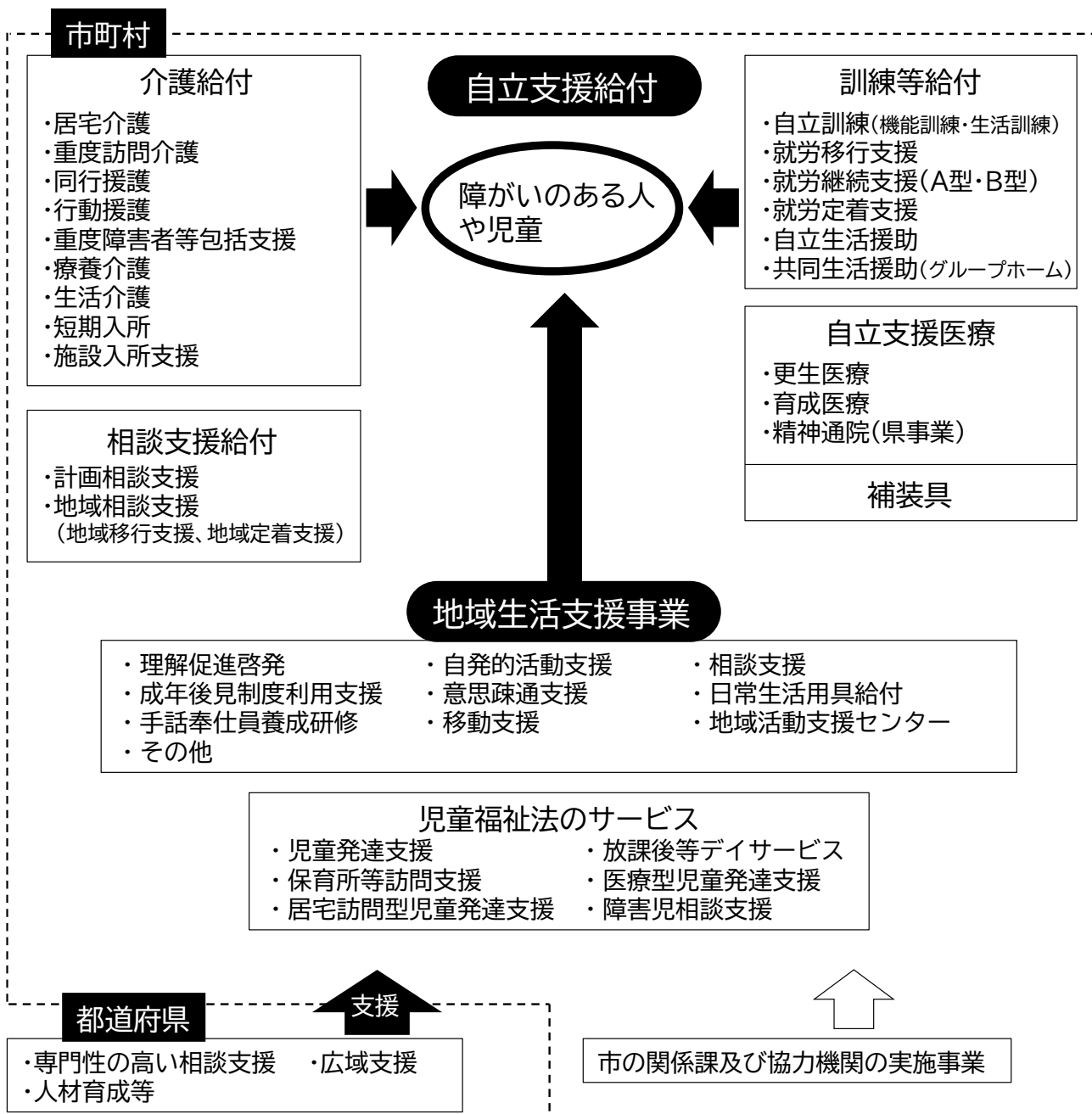
(単位：人)



第4章 障害福祉サービス・障害児福祉サービス等の展開

1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じ地方自治体を実施する「地域生活支援事業」に分かれています。サービスの全体像を、以下に示します。



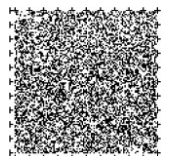
2 令和5年度に向けた目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度を目標に、次の7つの目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の整備・充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

7つの目標値の設定にあたっては、国の指針及び県の考え方を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用、居住系サービスの確保や訪問系サービスの充実を図ります。



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

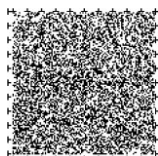
地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅などに移行する人数について目標を定めます。

国の基本指針では、令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本としています。

第5期障害福祉計画では、令和2年度末時点で施設入所者数の減を1人と見込み、実績値は7人でした。また、令和2年度末までの地域移行者数を10人と見込んでいましたが、実績値は4人（内訳はグループホームに2人、在宅に2人）でした。削減数が目標を達成しつつ、地域移行者数が少ない要因として、削減数には地域生活移行者数以外の退所者数（死亡、転出等）が含まれていることや、新たな施設入所者も令和2年度末までに9人おり、施設入所に対する需要が高い状況は続いていることなどが考えられます。

当市では、国の基本方針を踏まえて、地域生活への移行の割合を6.1%（9人）、施設入所者の削減を2.2%（3人）と設定します。

項目	数値	考え方
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数（A）	146人	令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の人数。
令和5年度末		施設からグループホームや一般住宅などに移行する者の人数。
【目標値①】 地域生活移行者数（B）	9人 6.1%	令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
新たな施設入所者数（C）	6人	令和5年度までに新たに施設入所が必要となる者の見込み。
令和5年度末における施設入所者数D = (A - B + C)	143人	令和5年度末時点での施設入所者見込み人数。地域生活移行者数のほか、新規入所者数や入所待機者数を見込んだ人数。
【目標値②】 施設入所者数の削減（A - D）	3人 2.2%	令和5年度末時点での施設入所者数の削減目標（見込み） 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障がい者が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

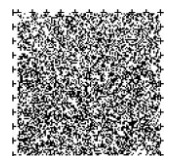
当市では、令和5年度末までに、地域での保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催することを目標とします。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の整備・充実について

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点である「地域生活支援拠点」を整備するとともに、その運用状況を検証することを目標とします。

国の基本指針によると、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本ととしています。

当市では、令和5年度末までに、地域生活支援拠点の設置をめざします。



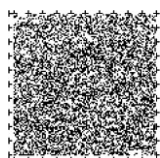
(4) 福祉施設から一般就労への移行等について

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する障がい者について目標を定めます。

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本ととしています。

第5期障害福祉計画では、令和2年度における一般就労への移行者数を12人と見込み、実績値は4人で、就労移行支援事業所利用者数は目標値の52人に対し実績値は33人でした。

項目	数値	考え方
【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数	14人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労した人の数。
【実績②】 令和元年度就労移行支援事業の一般就労への移行者数	7人	令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。
【実績③】 令和元年度就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	4人	令和元年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数。
【実績④】 令和元年度就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	3人	令和元年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数。
令和5年度末		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。
【目標①-1】 令和5年度一般就労移行者数	18人 1.27倍	令和元年度移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
【目標①-2】 令和5年度就労移行支援事業の一般就労移行者数	9人 1.30倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。 令和元年度移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
【目標①-3】 令和5年度就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	5人 1.26倍	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。 令和元年度移行実績の1.26倍以上とすることを基本とする。
【目標①-4】 令和5年度就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	4人 1.23倍	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。 令和元年度移行実績の1.23倍以上とすることを基本とする。
【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	9人 5割	令和5年度就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	8割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とすることを基本とする。 ※「就労定着率」：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等について

障がい児においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、切れ目のない一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そのため地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すこととしています。

当市では、児童発達支援センターは設置済であり、早期の療育支援を進めるため関係機関との連携を図ります。また、保育所等訪問支援事業を利用できる体制（事業所の開設）はできており、令和5年度末までに更なる体制の整備と利用しやすい環境づくりを行います。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業については、利用できる体制を維持し、令和5年度末までに更に必要な支給量を供給できるサービス提供体制の整備を図ります。

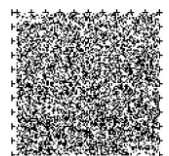
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

また、発達障がい児等に対する支援について、国の基本指針では、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレント・トレーニング※1やペアレント・プログラム※2等の発達障がい児等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとしています。

当市においても、障がい児支援における家族支援を重視し、保護者の『子どもの育ちを支える力』を向上させることを目的としたペアレント・トレーニング等の支援が効果的に実施できるよう、令和5年度末までに支援体制の確保をめざします。

※1 ペアレント・トレーニング：発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

※2 ペアレント・プログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。



(6) 相談支援体制の充実・強化等について

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするとしています。

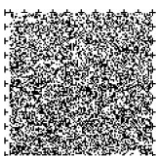
当市では、基幹相談支援センターが中心となり地域相談支援センター及び障がい福祉課と連携をとりながら、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を継続していきます。

令和5年度末までに、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の関係機関（保健所等）との連携強化を図ることを目標とします。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

国の基本指針では、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とするとしています。

当市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組めます。また、県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築します。



3 障害福祉サービスの見込み

国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの各サービス見込み量を算出します。
また令和2年度の実績については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も勘案しつつ、サービス見込み量を算出しています。

(1) 訪問系サービス

1) 事業内容

訪問系サービスは、主に在宅で利用するサービスです。

①居宅介護

自宅で介護が必要な人に対し、自宅で入浴や排せつ、食事等の介護を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常時介護が必要な人などを対象に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護や外出時や入院先における移動支援などを総合的にを行います。

③行動援護

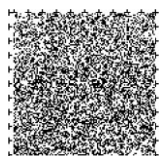
知的障害や精神障害により行動上の障がいがある人などを対象に、外出時や外出の前後の危険を回避するための支援を行います。

④同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行して、移動に必要な情報提供や移動支援などの支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの介護の必要性がとても高い人を対象に、居宅介護や複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。



2) 令和2年度までの進捗状況

重度訪問介護の実績は、利用者数とサービス量ともに増加傾向にあります。

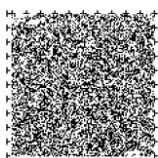
居宅介護、同行援護及び行動援護の実績は、利用者数とサービス量ともに減少傾向にあります。

■サービス実績

各月平均利用実績

サービス名			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	見込量	120	130	121	127	132
		実績値	115	115	113	104	105
	サービス量 (時間/月)	見込量	2,520	2,730	2,543	2,664	2,785
		実績値	2,549	2,496	2,437	2,633	2,620
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	見込量	1	2	1	1	1
		実績値	1	1	2	3	4
	サービス量 (時間/月)	見込量	384	768	600	600	600
		実績値	476	582	640	907	976
同行援護	利用者数 (人/月)	見込量	20	20	18	18	18
		実績値	17	17	17	16	12
	サービス量 (時間/月)	見込量	120	132	162	162	162
		実績値	133	153	154	146	92
行動援護	利用者数 (人/月)	見込量	2	2	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	見込量	34	34	40	40	40
		実績値	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	見込量	0	0	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	見込量	0	0	40	40	40
		実績値	0	0	0	0	0

※令和2年度は4月から7月までの実績



3) 令和5年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	人/月	110	110
	サービス量	時間/月	2,546	2,546
重度訪問介護	利用者数	人/月	4	5
	サービス量	時間/月	1,539	1,924
同行援護	利用者数	人/月	16	16
	サービス量	時間/月	137	137
行動援護	利用者数	人/月	1	1
	サービス量	時間/月	40	40
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	1
	サービス量	時間/月	0	362

【見込量の算出根拠】

①居宅介護

利用実績は減少傾向にありますが、アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が8.8%あることから、5年間の平均値を見込みました。

②重度訪問介護

アンケートの結果より、「拡大に対応する、したい」「対応する方向で検討」との事業所もあることから、令和5年度に向け1人の増加を見込みました。

③同行援護

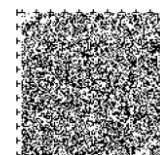
利用実績は減少傾向にありますが、アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が5.3%あることから、5年間の平均値を見込みました。

④行動援護

利用実績はないものの、アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が5.3%あることから、過去のニーズを考慮し、1人を見込みました。

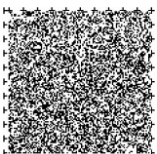
⑤重度障害者等包括支援

過去の利用実績はないものの、アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が2.6%あることから、令和5年に1人を見込みました。



【サービス量確保のための方策】

- ・市内に事業所のないサービスについては、県と連携し、事業所及び、サービスの確保に努めます。
- ・訪問系サービスは障がい者の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、施設や病院から在宅に移行する障がい者が増えることで、利用意向は高まることが考えられるため、障がい者が地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。
- ・利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・効率的で、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者や指定特定相談支援事業所との連携を図ります。



(2) 日中活動系サービス

1) 事業内容

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

①生活介護

地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

②自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等の人に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

③自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

④就労移行支援

一般就労等を希望している人に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

⑤就労継続支援A型

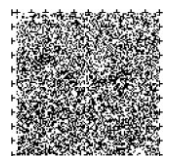
一般企業での就労が困難な人等に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

⑥就労継続支援B型

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

⑦就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者に対し、就労に伴う生活面の課題解決、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。



⑧療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

⑨短期入所

自宅で介護する人が病気等の理由により、短期間、夜間も含め施設での、入浴、排せつや食事の介護等を行います。

2) 令和2年度までの進捗状況

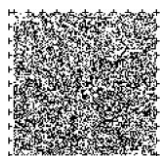
自立訓練（機能訓練）については、利用者数およびサービス量の実績は増加傾向にあります。

就労継続支援（B型）は、利用者数とサービス量の実績は増加傾向にあります。

就労移行支援および就労継続支援（A型）は、利用者数とサービス量がともに見込を下回っています。

就労定着支援は、実績は見込を下回るものの、利用者数は徐々に増えつつあります。

療養介護は、利用者数は横這いながら、サービス量は、増加傾向にあります。

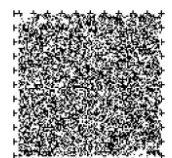


■サービス実績

各月平均利用実績

サービス名			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活介護	利用者数 (人/月)	見込量	307	326	304	317	329
		実績値	285	292	294	303	304
	サービス量 (人日/月)	見込量	6,140	6,520	6,158	6,408	6,658
		実績値	5,766	5,936	5,934	6,058	6,104
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	見込量	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1	2	3
	サービス量 (人日/月)	見込量	23	23	23	23	23
		実績値	0	0	5	9	15
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	見込量	9	8	20	20	21
		実績値	16	19	11	10	5
	サービス量 (人日/月)	見込量	171	152	355	355	373
		実績値	276	316	206	168	87
就労移行支援	利用者数 (人/月)	見込量	39	41	43	48	52
		実績値	43	38	41	43	33
	サービス量 (人日/月)	見込量	741	779	730	767	804
		実績値	772	648	733	758	577
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	見込量	32	34	60	71	82
		実績値	40	49	72	70	75
	サービス量 (人日/月)	見込量	608	646	1,112	1,316	1,520
		実績値	767	855	1,215	1,242	1,393
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	見込量	174	178	200	202	205
		実績値	188	197	223	250	271
	サービス量 (人日/月)	見込量	3,132	3,204	3,855	3,905	3,954
		実績値	3,132	3,204	4,244	4,705	5,035
就労定着支援	利用者数 (人/月)	見込量	—	—	8	10	12
		実績値	—	—	1	4	6
	サービス量 (人日/月)	見込量	—	—	16	20	24
		実績値	—	—	1	1	1
療養介護	利用者数 (人/月)	見込量	39	41	18	19	19
		実績値	18	18	18	19	19
	サービス量 (人日/月)	見込量	540	540	530	559	559
		実績値	480	547	548	568	580

※ 人日 = (月間の利用人員) × (1人1か月あたりの平均利用日数)



サービス名			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
短期入所 (ショート ステイ)	利用者数 (人/月)	見込量	28	29	41	44	47
		実績値	29	39	47	42	28
	サービス量 (人日/月)	見込量	384	398	373	373	373
		実績値	404	328	316	234	150

※令和2年度は4月から7月までの実績

3) 令和5年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス名			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	利用者数	人/月	324	346	369
	サービス量	人日/月	6,533	6,976	7,440
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	4	5	6
	サービス量	人日/月	19	24	29
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	14	14	14
	サービス量	人日/月	243	243	243
就労移行支援	利用者数	人/月	41	43	48
	サービス量	人日/月	722	757	845
就労継続支援 (A型)	利用者数	人/月	78	81	84
	サービス量	人日/月	1,401	1,455	1,509
就労継続支援 (B型)	利用者数	人/月	290	310	330
	サービス量	人日/月	5,455	5,831	6,207
就労定着支援	利用者数	人/月	7	8	9
	サービス量	人日/月	140	160	180
療養介護	利用者数	人/月	19	19	19
	サービス量	人日/月	562	562	562
短期入所 (ショートステイ)	利用者数	人/月	47	47	47
	サービス量	人日/月	376	376	376

※ 人日 = (月間の利用人員) × (1人1か月あたりの平均利用日数)

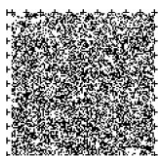
【見込量の算出根拠】

①生活介護

平成 28 年度から令和 2 年度の伸び率が 6.7%であり、今後もこの増加率で見込みました。

②自立訓練（機能訓練）

平成 29 年度まで利用はなく、平成 30 年度から令和 2 年度まで 1 人ずつ増加しているので、今後も年 1 人の増加を見込みました。



③自立訓練（生活訓練）

令和2年度の実績が下がってしまったため、平成28年度から令和元年度の平均値を見込みました。

④就労移行支援

令和2年度の実績が下がっていますが、アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が19.3%あることから、今後のニーズを考慮し、増加を見込みました。

⑤就労継続支援（A型）

アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が14.0%あること、平成28年、29年の利用は少なくなっていることから、平成30年度から令和2年度の伸び率4.2%が今後も続くと見込みました。

⑥就労継続支援（B型）

アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が14.0%あること、平成28年度から毎年約20人増加していることから、今後も、この伸びの増加を見込みました。

⑦就労定着支援

利用者は増加していませんが、アンケート結果より、実施する方向で検討中の事業所が4.3%あることから、令和2年度の実績に毎年度1人の利用増を見込みました。

⑧療養介護

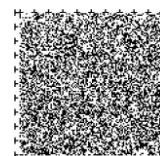
平成28年度から利用者が大きく増加していないため、令和2年度と同水準で見込みました。

⑨短期入所（ショートステイ）

過去5年間では平成30年度の利用が最も多くなっており、近年の利用者は減少傾向ですが、アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が21.9%あることから、平成30年度と同水準で見込みました。

【サービス量確保のための方策】

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、居住地から身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・生活介護については、市内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。



- ・自立訓練については、市内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・療養介護については、市外のサービス提供事業所の動向にあわせ、利用可能な事業所の確保とその周知を図ります。
- ・短期入所については、市内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障害者を介護・療育する家庭の負担を軽減するために、一時的・緊急的に利用できる短期入所の充実を図ります。
また、ニーズはあっても利用できる事業所がない等の課題に対しては、市内におけるサービス事業所の新規参入を促進し、サービスの確保に努めます。
- ・障害者の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。
- ・障害者の雇用推進及び工賃向上を図るため、受注機会を拡大することについて、取り組みを進めます。

(3) 居住系サービス

1) 事業内容

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

①自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時対応により必要な支援を行います。

②共同生活援助

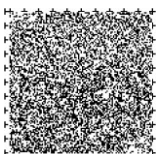
地域生活を営み支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や入浴や排せつ等の介護や相談支援を行うとともに、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を行います。

③施設入所支援

施設に入所している人に、入浴、排せつや食事の介護などの支援を行います。

④宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活移行に向けた支援を行います。



2) 令和2年度までの進捗状況

共同生活援助の利用者数については、実績が見込みを上回り、増加傾向にあります。
施設入所支援の利用者数は、実績が見込みを下回っています。

■サービス実績

各月平均利用実績

サービス名			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	見込量	—	—	5	5	5
		実績値	—	—	0	0	0
共同生活援助 (グループ ホーム)	利用者数 (人/月)	見込量	110	112	141	152	162
		実績値	117	131	151	165	167
施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込量	151	150	152	152	152
		実績値	153	153	149	146	146

※令和2年度は4月から7月までの実績

3) 令和5年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	人/月	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	175	183	191
施設入所支援	利用者数	人/月	146	145	143

【見込量の算出根拠】

①自立生活援助

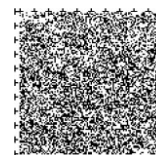
利用実績はありませんが、アンケート結果より、実施する方向で検討中の事業所があることや新規サービス利用のニーズもあることから令和5年に1人を見込みます。

②共同生活援助（グループホーム）

アンケート結果より新規サービス利用のニーズ及び新規事業所の開設予定があること、平成30年度から令和元年度の伸び等を考慮し、年8人の増加を見込みました。

③施設入所支援

アンケート結果より新規サービス利用のニーズも考慮しつつ、国の基本指針である成果目標を達成する基準を勘案し見込みました。



【サービス量確保のための方策】

- ・自立生活援助については、市内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・地域生活への移行の観点から、市内外のグループホーム利用を促進するとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- ・宿泊型自立訓練については、近隣のサービス提供事業所と連携し、利用者に向けた情報提供をするなど、サービスの利用を促進します。

(4) 相談支援

1) 事業内容

①計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるようなケアマネジメントを行います。

②地域移行支援

入所施設や病院に長期入所等している人が地域での生活に移行するための準備に必要な同行支援・入居支援等を行います。

③地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている人に対し、夜間等も含め緊急時における連絡・相談等の支援を行います。

2) 令和2年度までの進捗状況

計画相談支援の利用者数は、実績が見込みを上回り、増加傾向にあります。

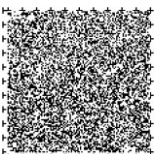
地域移行支援および地域定着支援については、利用者数の実績が見込みを下回っています。

■サービス実績

各年利用実績

サービス名			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数 (人/年)	見込量	654	677	790	806	819
		実績値	734	774	829	862	906
地域移行支援	利用者数 (人/年)	見込量	8	10	2	2	2
		実績値	0	1	1	0	0
地域定着支援	利用者数 (人/年)	見込量	5	9	1	1	1
		実績値	1	1	1	0	0

※令和2年度は4月から7月までの実績



3) 令和5年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人/年	950	990	1,030
地域移行支援	利用者数	人/年	1	2	3
地域定着支援	利用者数	人/年	1	2	3

【見込量の算出根拠】

①計画相談支援

平成28年度から令和2年度の伸び率が9.3%であり、今後もこの増加率で見込みました。

②地域移行支援

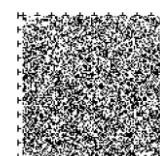
令和元年以降の利用はありませんが、今後のニーズを考慮し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、増加を見込みます。

③地域定着支援

令和元年以降の利用はありませんが、今後のニーズを考慮し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、増加を見込みます。

【サービス量確保のための方策】

- ・障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、古河市障害者相談支援センターの充実を図るとともに、様々な社会資源を活用しながら、身近な相談支援の基盤整備に取り組みます。
- ・提供体制の整備と併せて、相談支援専門員の質の向上を図ります。
- ・一般相談支援と計画相談支援及び地域相談支援との役割分担や、計画相談支援と障害福祉サービスを提供する事業者との在り方について、検討を踏まえ、相談支援体制の更なる充実を図ります。
- ・計画相談支援については、古河市障害者相談支援センター及び特定相談支援事業所と連携し、円滑なサービス利用に向けた体制を構築します。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての協議の場において、関係者に周知を図り、サービスの利用を促進します。



4 障害児福祉サービスの見込み

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援・障がい児への支援サービス

1) 事業内容

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

②放課後等デイサービス

放課後等に施設において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

③保育等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活適応のための専門的な支援などを行います。

④医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

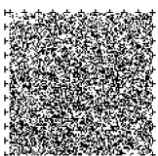
⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障がい児に対し、居宅訪問による発達支援を行います。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る利用計画案の作成を行います。

また、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成を行います。



2) 令和2年度までの進捗状況

放課後等デイサービスの利用者数は、実績が見込みを上回り、増加傾向にあります。

保育所等訪問支援の利用者数は、実績が見込みを下回っています。

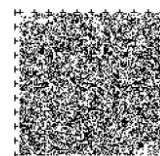
障害児相談支援の利用者数は、実績が見込みを上回り、増加傾向にあります。

■サービス実績

各月平均利用実績

サービス名			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込量	130	135	135	138	142
		実績値	127	131	147	147	117
	サービス量 (時間/月)	見込量	-	-	-	-	-
		実績値	-	-	501	525	499
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	見込量	70	77	146	166	186
		実績値	103	126	180	198	206
	サービス量 (人日/月)	見込量	-	-	-	-	-
		実績値	-	-	1,945	2,093	2,081
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	見込量	15	20	7	7	7
		実績値	8	8	3	3	1
	サービス量 (人日/月)	見込量	-	-	-	-	-
		実績値	-	-	2	4	1
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込量	1	2	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0
	サービス量 (人日/月)	見込量	-	-	-	-	-
		実績値	-	-	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込量	-	-	0	0	0
		実績値	-	-	0	1	1
	サービス量 (人日/月)	見込量	-	-	-	-	-
		実績値	-	-	0	1	1
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	見込量	242	256	321	332	341
	実績値	287	315	336	374	391	

※令和2年度は4月から7月までの実績



3) 令和5年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人/月	150	155	160
	サービス量	時間/月	523	541	558
放課後等デイサービス	利用者数	人/月	220	235	250
	サービス量	人日/月	2,308	2,466	2,623
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	8	8	8
	サービス量	人日/月	10	10	10
医療型児童発達支援	利用者数	人/月	0	1	2
	サービス量	人日/月	0	20	40
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人/月	2	2	3
	サービス量	人日/月	2	2	3
障害児相談支援	利用者数	人/年	417	443	469

※ 人日 = (月間の利用人員) × (1人1か月あたりの平均利用日数)

【見込量の算出根拠】

①児童発達支援

アンケート結果より今後3年間に新規利用したいという回答が3.5%あることから、平成30年度と令和元年度の利用人数を基に増加傾向で見込みました。

②放課後等デイサービス

平成28年度、平成29年度の利用は少なく、アンケート結果より、新規サービス利用のニーズがあることや新規事業所の予定があることを考慮し、平成30年度から令和2年度で概ね30人増加していることから、毎年15人ずつ増加するものと見込みました。

③保育所等訪問支援

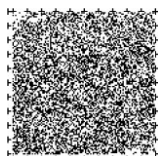
過去5年間の最大値で見込みました。

④医療型児童発達支援

今後のニーズを考慮し、利用人数を見込みました。

⑤居宅訪問型児童発達支援

今後のニーズを考慮し、利用人数を見込みました。



⑥障害児相談支援

平成 28 年度から令和 2 年度で 104 人増加していることから、毎年 26 人ずつ増加するものと見込みました。

【サービス量確保のための方策】

・障がい児の療育および訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービス利用できるよう、市内に限らず圏域全体でサービス事業者の確保に努めるとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。

・市内で支援が受けられ、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所との連携を図り、基盤の整備、質の確保に努めます。

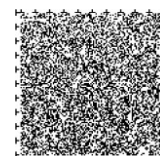
・乳幼児期から就学、就労に至る各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援を提供するために、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所のほか関係機関等と連携し、支援体制の構築を図ります。

・障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、円滑な移行が行われるよう、県との緊密な連携を図っていきます。

・発達障害のある児童に対しては、保育園や認定こども園、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう連携し、支援体制の強化を図ります。

・障がい児のニーズに応じて、「古河市子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児への支援に努めます。

・障害児福祉サービスは、そのニーズはあるものの、利用できる事業所がない等の問題があるため、市内において事業者育成に努め、サービスの確保を図ります。

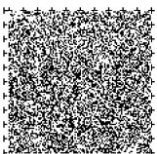


5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように生活をサポートするサービスで、障がい者のニーズに合わせた柔軟なサービスを提供することにより、障がいの有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする事業です。具体的には、障がい者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業や移動支援等があります。

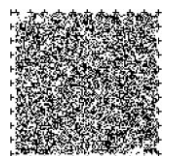
地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断による地域特性等により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障害種別等に関わりなく、身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

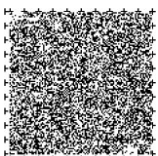


(1) 事業内容

区分	名称	サービス内容	
地域生活支援事業	必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がい者及び障がい児に対する理解を深めるために、市が実施する研修・啓発事業です。
		(2) 自発的活動支援事業	障がい者及び障がい児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
		(3) 相談支援事業	①相談支援事業 障がい者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。
			②基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。 さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。
		(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、制度の利用を支援する事業です。
		(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
		(6) 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者及び障がい児に、障がい者及び障がい児とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行う事業です。
		(7) 日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。
		(8) 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
		(9) 移動支援事業	移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。
(10) 地域活動支援センター事業	障がいのある人が通所により、創作活動又は生産活動の等を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。		



区分		名 称	サービス内容
地域生活支援事業	任意事業	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な障がいのある人の家庭を訪問し、入浴サービスを行います。
		日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の負担の軽減を図ります。
		レクリエーション活動等支援事業	文化活動やスポーツ教室を開催します。
		点字・声の広報等発行事業	視覚に障がいがある人に録音版の広報を発行します。

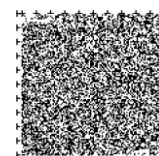


(2) 令和2年度までの進捗状況と令和5年度の見込量

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業		有	無	無	有	有	有
(3) 相談支援事業							
①基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	4	4	4	4	4	4
②住宅入居等支援事業		無	無	無	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	1	1	0	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		有	無	無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業	人	18	18	9	18	18	18
②要約筆記者派遣事業	人	1	1	0	1	1	1
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件	3	9	0	9	9	9
②自立生活支援用具	件	19	17	3	19	19	19
③在宅療養等支援用具	件	11	15	1	15	15	15
④情報・意思疎通支援用具	件	15	44	11	44	44	44
⑤排せつ管理支援用具	人	1,225	2,597	643	2,600	2,600	2,600

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値



事業名		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(8) 手話奉仕員養成講座		人	7	8	7	8	8	8
(9) 移動支援事業	実利用見込者数	人	32	26	19	30	30	30
	延べ利用見込時間数	時間	1,444	953	250	1,350	1,350	1,350
(10) 地域活動支援センター	Ⅰ型	箇所	1	1	1	1	1	1
		人	5	6	5	6	6	6
	Ⅱ型	箇所	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	Ⅲ型	箇所	2	2	2	2	2	2
		人	41	49	26	50	50	50

※単位は年間値

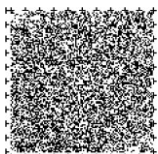
※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

【任意事業】

事業名		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業		人	12	14	12	14	14	14
デイスティ事業		人	25	19	9	25	25	25
日中一時支援事業	人	133	96	70	130	130	130	
	回数	6,454	5,691	1,279	6,240	6,240	6,240	
スポーツ・レクリエーション教室			有	有	有	有	有	有
広報録音版発行事業		人	14	25	25	25	25	25
要約筆記奉仕員入門講座			無	無	無	有	有	有
身体障害者用自動車改造費助成事業		人	0	2	2	2	2	2
自動車運転免許取得事業		人	1	2	1	2	2	2

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値



【サービス量確保のための方策】

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。今後も共生型イベントを引き続き実施し、より多くの市民の方に障がいのある人等への理解や啓発を推進します。

②自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が自発的な活動ができるよう支援していきます。また、積極的に活動に参加できるよう市民の方への周知を図ります。

③相談支援事業

利用者のニーズに対応した相談体制を確保するため、事業者等との連携を強化し相談・支援体制の充実に努め、相談支援事業の利用促進を図ります。

また、相談体制の充実に向けて、古河市障害者相談支援センターの活動を強化するとともに、利用しやすい相談体制の確保を図ります。

住宅入居等支援事業についてはニーズを把握した上で検討していきます。

④成年後見制度利用支援事業

⑤成年後見制度法人後見支援事業

関係機関等との連携を強化し、必要な方への適切な利用支援に努めます。成年後見制度については、より多くの市民の方に制度の理解をしていただくよう講演会を実施していきます。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる人材の確保を図ります。

⑥意思疎通支援事業

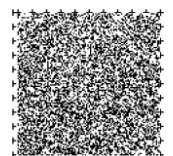
手話通訳者・要約筆記者の派遣事業については、市広報等による周知徹底に努め、利用促進を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

障がいの特性に合わせ適切な用具を給付するとともに、事業の周知、利用の普及拡大に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

⑧手話奉仕員養成講座

手話奉仕員養成講座を入門編と基礎編を年度ごとに交互に実施し、人材育成に努めます。



⑨移動支援事業

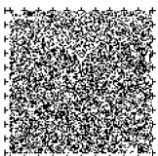
障がいのある人の自立生活や社会参加を進めるために、サービス提供体制の確保や事業の周知に努めます。

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センター運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助等の支援を継続していきます。

⑪任意事業

地域生活支援事業のその他の事業については、他事業との統廃合や、事業費の交付税措置により、事業が見直されることとなります。各事業のサービス量の状況等を把握し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業所や関係機関と連携しながら事業を推進していきます。また、障がいのある人のニーズに応じて、新たな事業を検討していきます。



6 地域福祉事業

(1) 事業内容

①小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾病児童等に日常生活用具を給付します。

②重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障がい者の家庭生活を送りやすくするため住宅の一部を改修する場合に費用の一部を助成します。

③タクシー料金助成事業

障がいのある人が医療機関への通院または機能回復訓練施設への通所のために利用するタクシー料金の一部を助成します。

④歯科治療施設通院助成事業

重度の障がいのある人が歯科治療のための通院に係る費用の一部を助成します。

⑤ファックス基本料助成事業

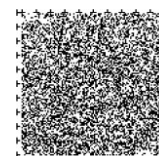
聴覚障がいのある人向けに、ファックスを使用する際の基本料金を助成します。

⑥指定難病患者医療費助成事業

指定難病患者が負担した医療費の一部を助成します。

⑦障害者手帳等診断書一部助成事業

身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書料の一部を助成します。



(2) 令和2年度までの進捗状況と令和5年度の見込量

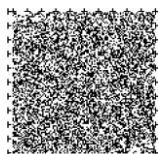
事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	人	1	2	0	2	2	2
重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	人	0	1	0	1	1	1
タクシー料金助成事業	人	66	67	36	67	67	67
歯科治療施設通院助成事業	人	26	24	11	25	25	25
ファックス基本料助成事業	人	6	6	6	5	5	5
指定難病患者医療費助成事業	人	333	343	343	345	345	345
障害者手帳等診断書一部助成事業(身体障がい者のみ)	人	352	339	102	350	350	350

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

【サービス量確保のための方策】

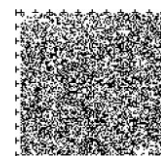
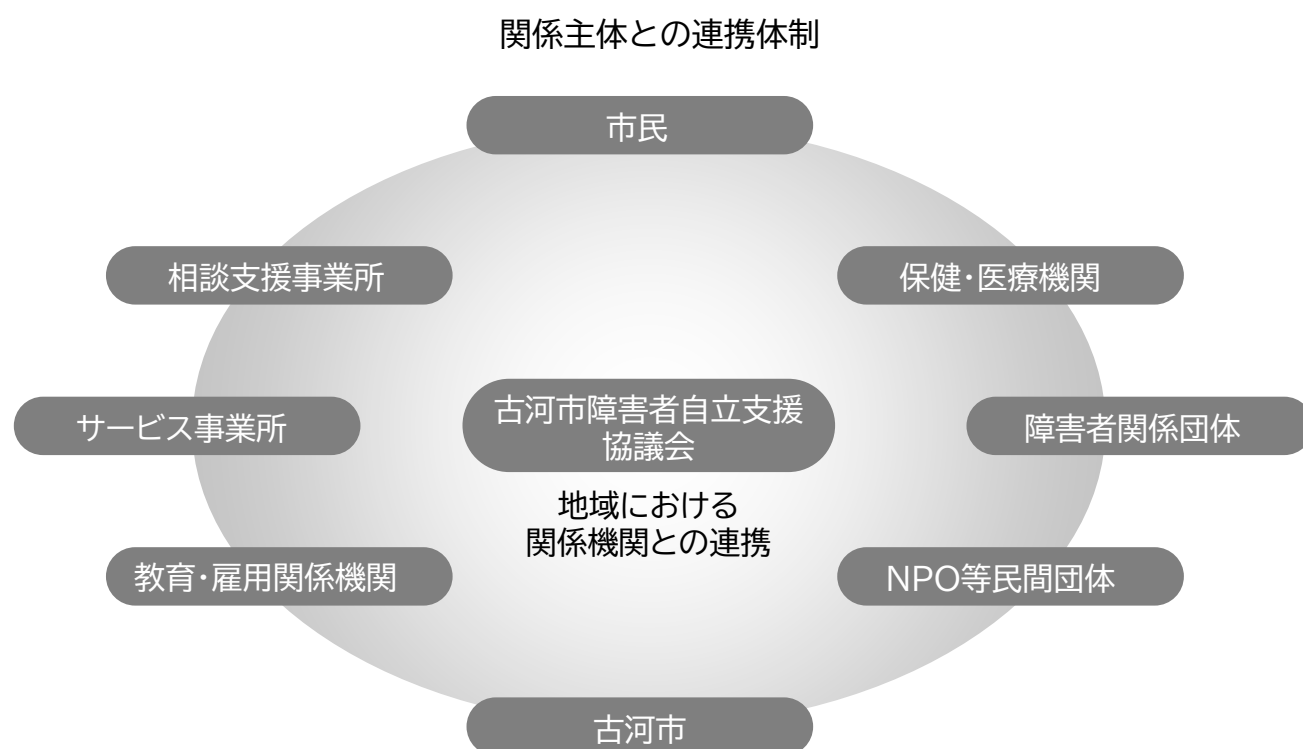
障がいのある人のニーズに応じて、必要なサービスが受けられるようサービス提供体制の整備やサービス利用の促進を図ります。



第5章 計画の推進

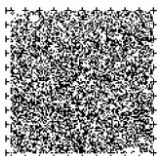
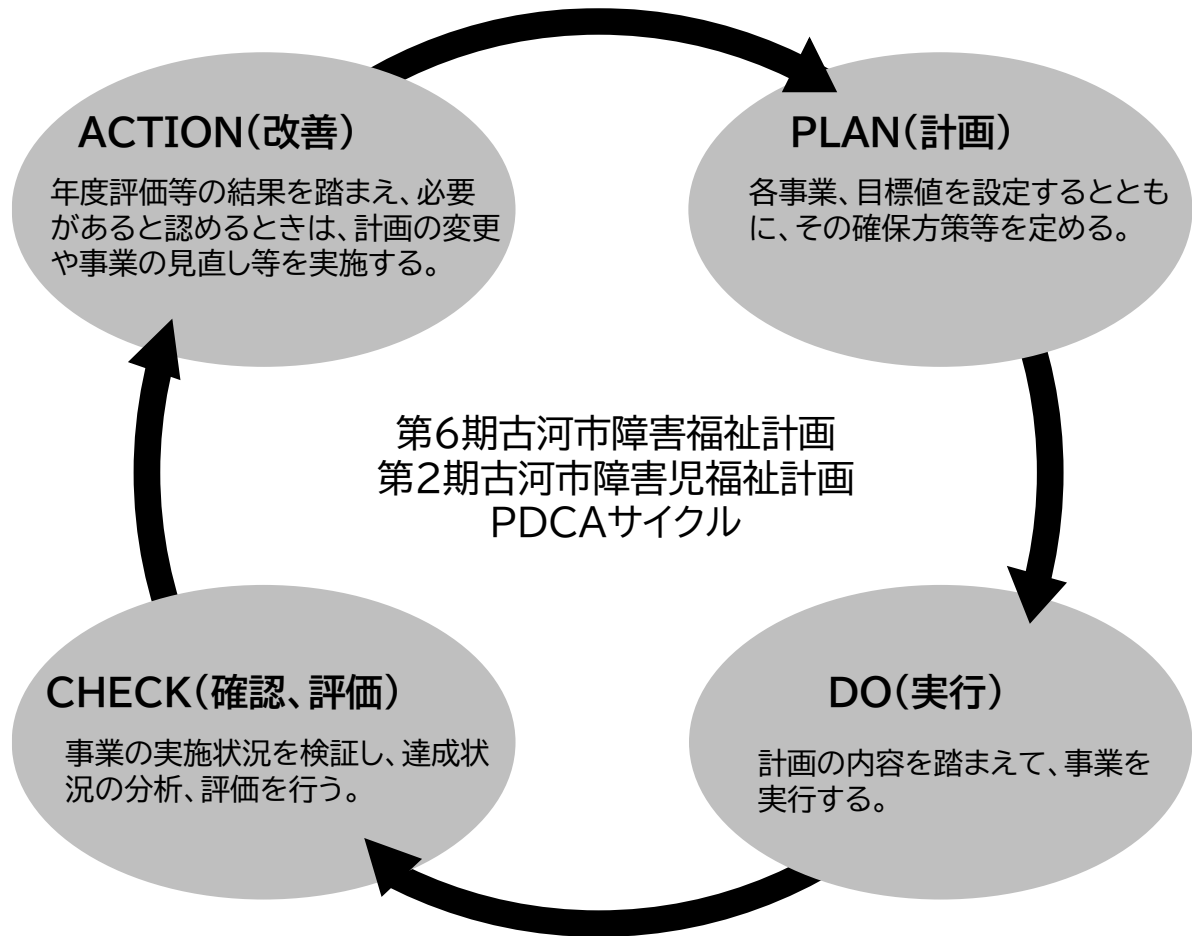
1 計画達成にむけた推進体制

計画を着実に進めていくために、年度ごとに障害福祉計画の達成状況を点検し、自立支援協議会を核として、障がいのある人を取り巻く国、県、民間事業所、NPO法人、各種団体、企業等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。



2 計画達成状況の点検・評価

計画達成状況の点検・評価についてはPDC Aサイクルを導入し、成果目標及び活動指標を少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



1 障害者総合支援法 第 88 条

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

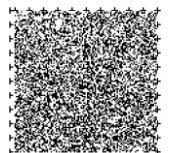
二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（以下省略）



2 児童福祉法第 33 条

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

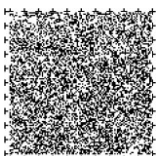
3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(以下省略)



3 古河市障害者自立支援協議会設置規則

平成 20 年 3 月 26 日

規則第 4 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 39 号

平成 28 年 6 月 8 日規則第 49 号

平成 29 年 4 月 7 日規則第 29 号

平成 30 年 10 月 22 日規則第 58 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障がい者施策及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づく障がいを理由とする差別を解消するための取組を円滑かつ適切に実施するため、古河市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

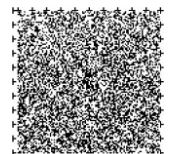
第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。
- (2) 相談支援事業の運営に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (6) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他障がい者施策に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、19 人以内の委員で組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障がい関係相談員
- (2) 保健又は医療関係者



- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 障がい者関係団体
- (6) 教育機関関係者
- (7) 雇用機関関係者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、非常勤とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

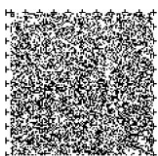
（専門部会）

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。



(事務局)

第9条 協議会の事務局（次条第2項において「事務局」という。）は、障がい福祉主管課に置く。

(事務局会議)

第10条 協議会に、協議会及び専門部会の円滑な運営に資するため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、事務局及び基幹相談支援センター（古河市障害者相談支援事業実施要綱（平成23年告示第92号）第8条第3項に規定する基幹相談支援センターをいう。）により構成する。

3 事務局会議は、協議会及び専門部会の運営に関し、必要な調整を行い、又は提案を行うことができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第39号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第49号）

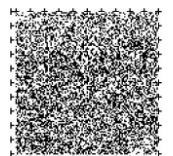
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第58号）

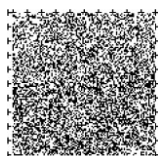
この規則は、公布の日から施行する。



4 古河市障害者自立支援協議会委員名簿

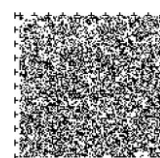
順不同・敬称略

No	役職名	氏名	所属等
1	会長	今井輝勝	古河市身体障害者（児）福祉団体連合会
2		青木俊彦	古河市聴覚障害者協会
3		諏訪光英	古河視覚障害者協会
4		大高滋	古河市心身障害児（者）父母の会
5		秋山可奈子	古河地方家族会
6		門井健太	古河公共職業安定所
7		木塚恵子	人権擁護委員 古河部会
8		和田浩司	あじさい学園ホーム
9		落合幹彦	青嵐荘療護園
10		山口純代	古河保健所
11		蓮見公男	古河市商工団体連絡協議会
12		阿久津佳子	身体障害者相談員
13	副会長	古見公子	知的障害者相談員
14		三浦美重子	精神障害者相談員
15		大村美保	筑波大学 人間系障害科学域 助教
16		梅嶋重政	日野八一毛二一株式会社
17		小阪慎一	古河市教育委員会 指導課
18		赤荻榮一	古河福祉の森診療所
19		尾花仁	古河市 福祉部



5 計画策定経過

年月日	内容
令和2年8月	市民、障がい児・者、障害福祉サービス事業所等を対象としたアンケート調査実施
令和2年10月22日	第1回古河市自立支援協議会 （1）第6期古河市障害福祉計画・第2期古河市障害児福祉計画の策定方針 （2）計画の策定スケジュールについて
令和2年12月24日	第2回古河市自立支援協議会 （1）第6期古河市障害福祉計画・第2期古河市障害児福祉計画（素案）について
令和3年1月20日 ～2月8日	パブリックコメント実施
令和3年2月18日	第3回古河市自立支援協議会（書面開催） （1）第6期古河市障害福祉計画・第2期古河市障害児福祉計画（案）について

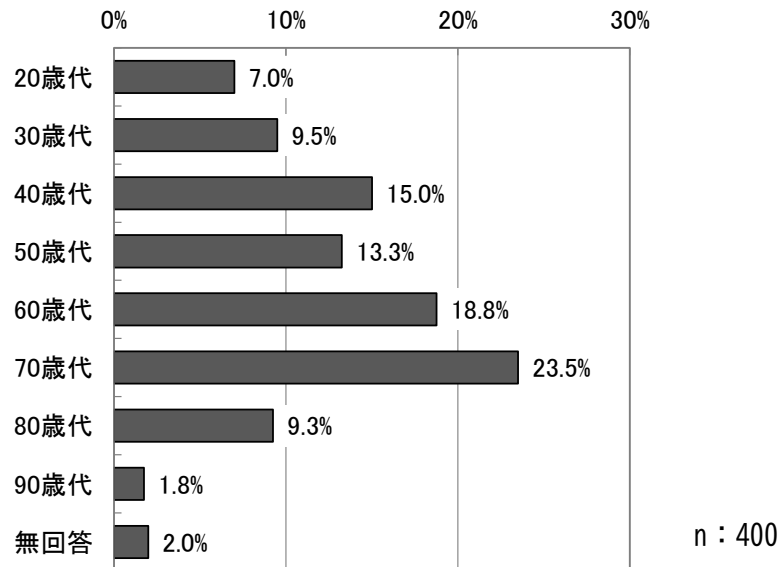


6 福祉に関するアンケート調査等抜粋

① 市民調査

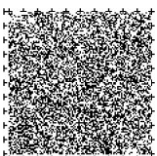
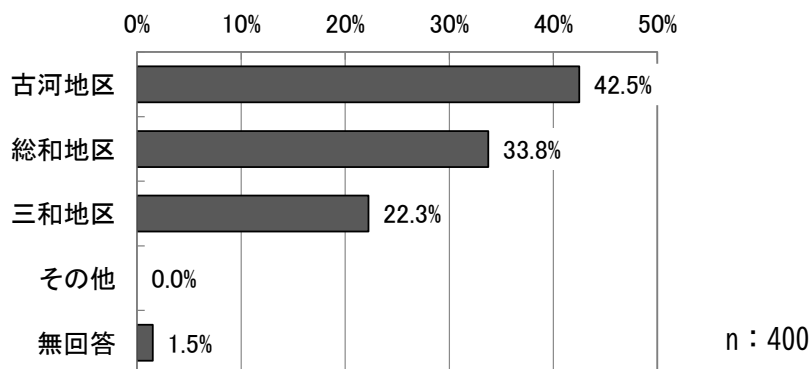
問 あなたの年齢をお答えください。(令和2年8月1日現在)

年齢では、「70歳代」が23.5%と最も多く、次いで「60歳代」が18.8%、「40歳代」が15.0%となっています。



問 あなたがお住まいの地域はどこですか。(1つだけ○)

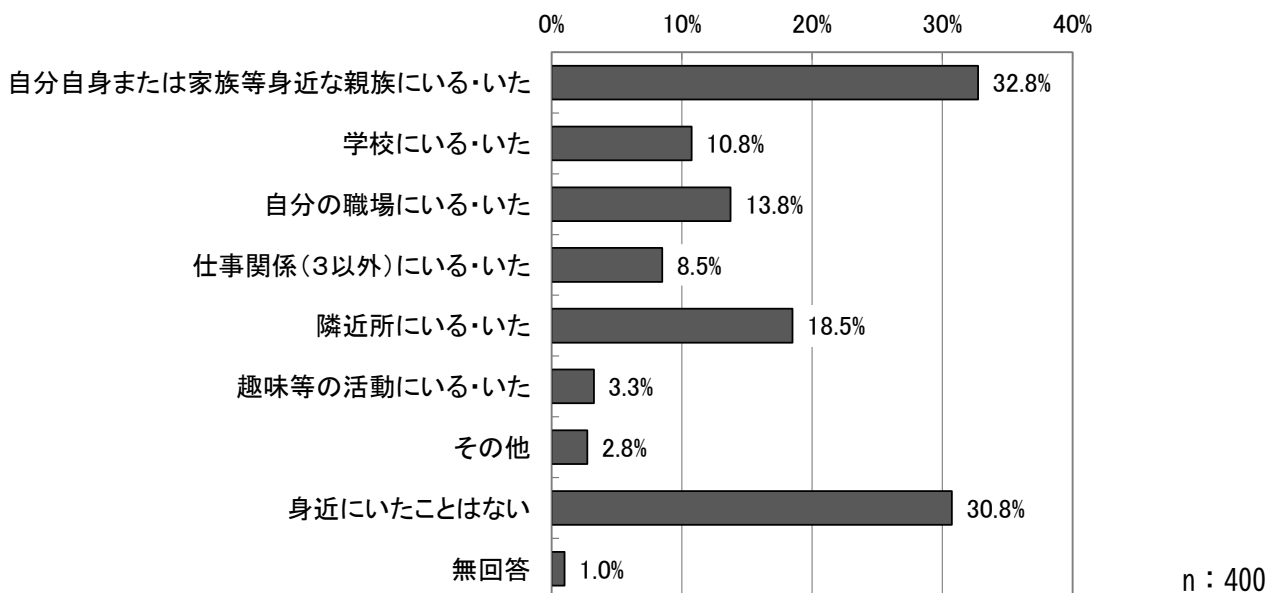
お住まいの地域では、「古河地区」が42.5%と最も多く、次いで「総和地区」が33.8%、「三和地区」が22.3%となっています。



◆障がいのある方との交流、手助けについて

問 あなたの身近に障がいのある方がいますか、または、いましたか。
(あてはまるものすべてに○)

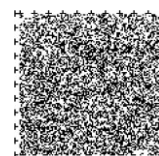
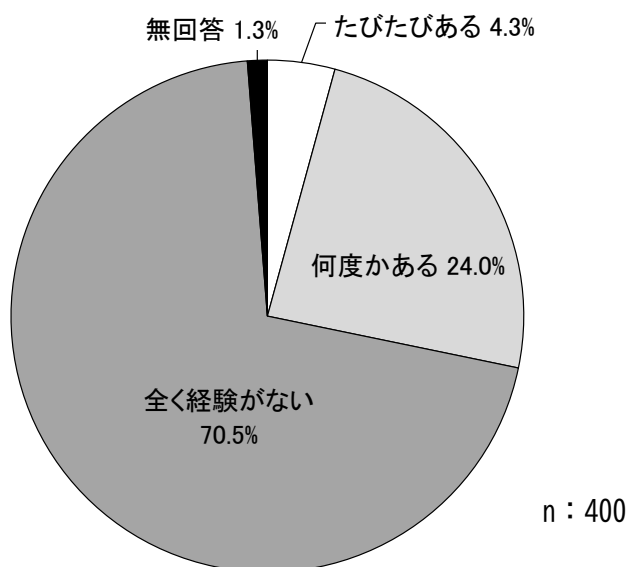
身近に障がいのある方がいるかでは、「自分自身または家族等身近な親族にいる・いた」が 32.8%と最も多く、次いで「身近にいたことはない」が 30.8%、「隣近所にいる・いた」が 18.5%となっています。



問 障がいのある方たちと一緒にスポーツや文化活動をした経験がありますか。
(1つだけ○)

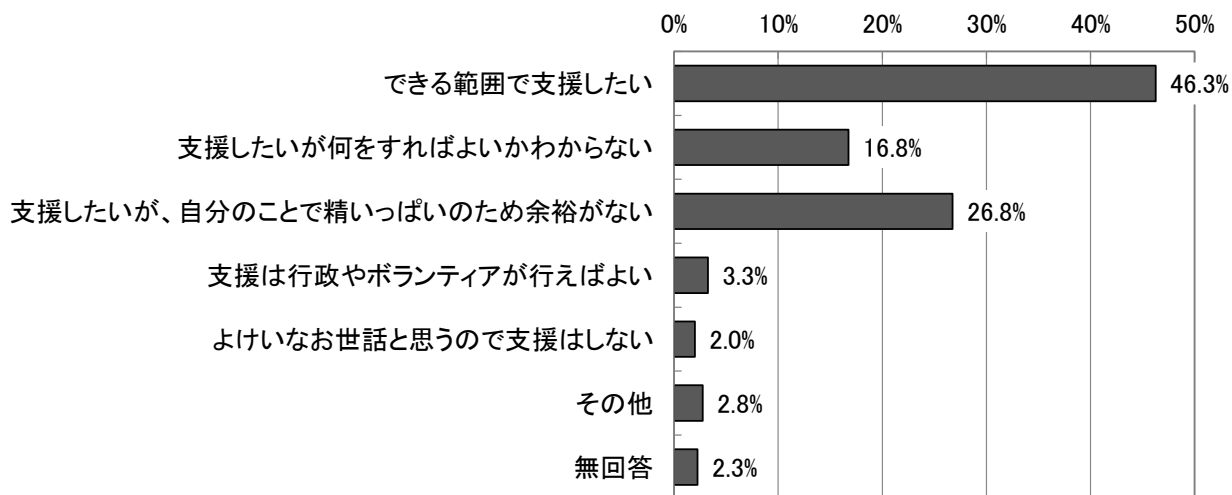
障がいのある方たちと一緒にスポーツや文化活動をした経験があるかでは、「たびたびある」「何度かある」を合わせた『ある』が 28.3%となっています。

また、「全く経験がない」が 70.5%となっています。



問 障がいのある方に対する支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。
(1つだけ○)

障がいのある方に対する支援で最も近い考えでは、「できる範囲で支援したい」が 46.3%と最も多く、次いで「支援したいが、自分のことで精いっぱいのため余裕がない」が 26.8%、「支援したいが何をすればよいかわからない」が 16.8%となっています。

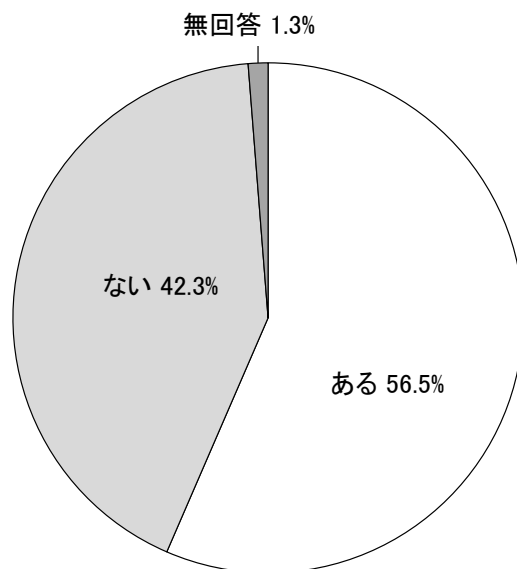


n : 400

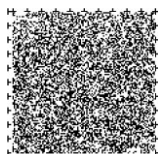
◆障がいのある方への意識について

問 あなたは、障がいのある方への差別があると思いますか。(1つだけ○)

障がいのある方への差別があると思うかでは、「ある」が 56.5%、「ない」が 42.3%となっています。



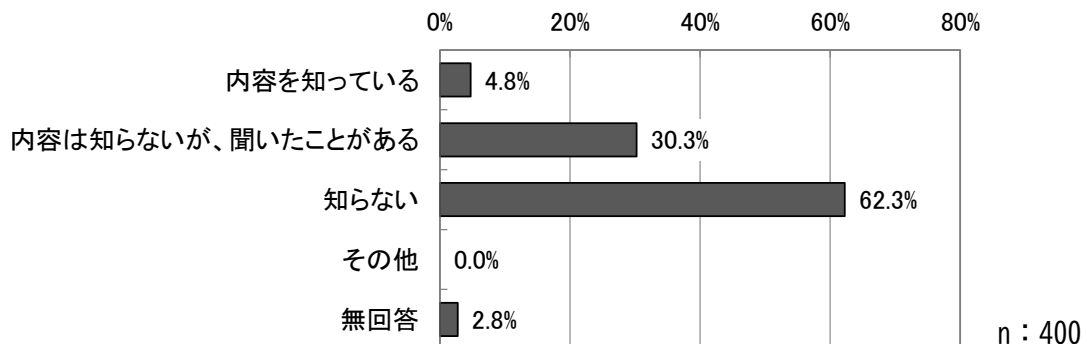
n : 400



問 平成 28 年 4 月に施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を知っていますか。（1 つだけ○）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を知っているかでは、「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」を合わせた『知っている』が 35.1%となっています。

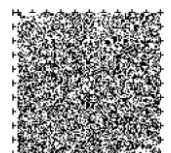
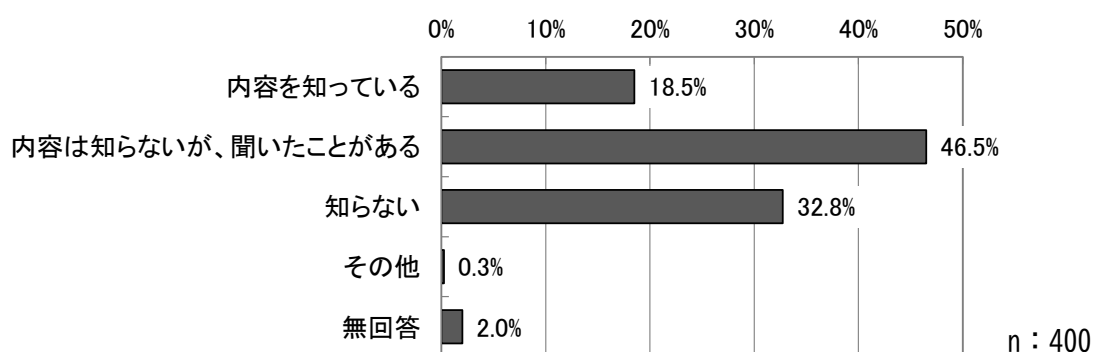
また、「知らない」が 62.3%となっています。



問 あなたは「障害者の雇用の促進等に関する法律」で事業主に対して雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定以上になるよう義務付けられていることや、差別禁止や合理的配慮の提供義務(車いすが使いやすい労働環境など)の規定があること知っていますか。（1 つだけ○）

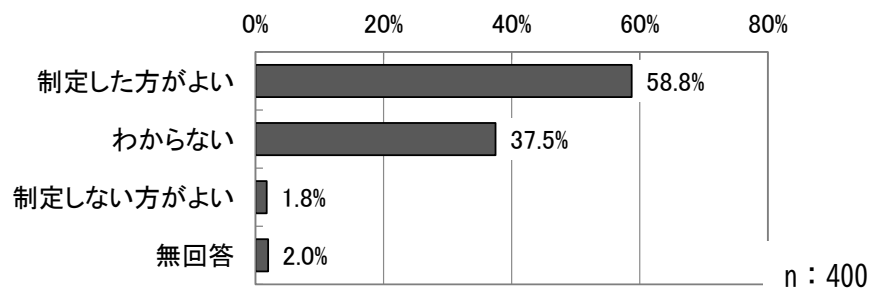
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定を知っているかでは、「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」を合わせた『知っている』が 65.0%となっています。

また、「知らない」が 32.8%となっています。



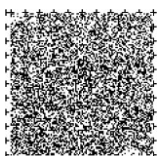
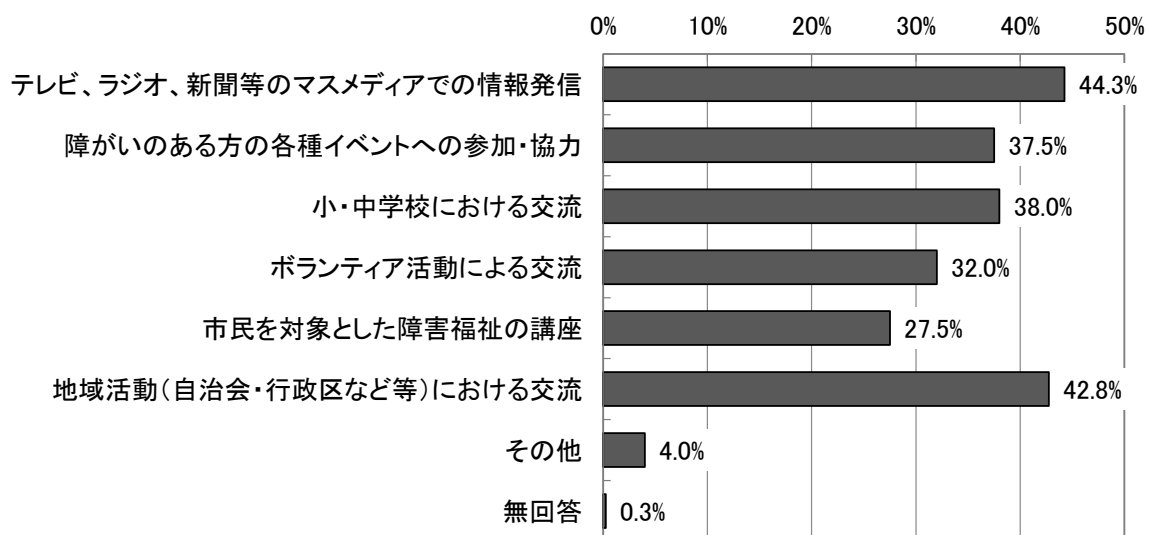
問 現在、日本全国の都道府県や市町村で、「手話言語条例」(手話を言語と認め、聴覚障がい者が暮らしやすい社会環境整備をめざす条例)を定める動きが広がっています。古河市においてもこの条例を定めた方がよいと思いますか。(1つだけ○)

「手話言語条例」(手話を言語と認め、聴覚障がい者が暮らしやすい社会環境整備をめざす条例)を定めた方がよいと思うかでは、「制定した方がよい」が58.8%と最も多く、次いで「わからない」が37.5%、「制定しない方がよい」が1.8%となっています。



問 あなたは障がいがある方への理解を深めるために、何が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

障がいがある方への理解を深めるために、必要なことでは、「テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアでの情報発信」が44.3%と最も多く、次いで「地域活動(自治会・行政区など等)における交流」が42.8%、「小・中学校における交流」が38.0%となっています。



◆地域活動やボランティア活動について

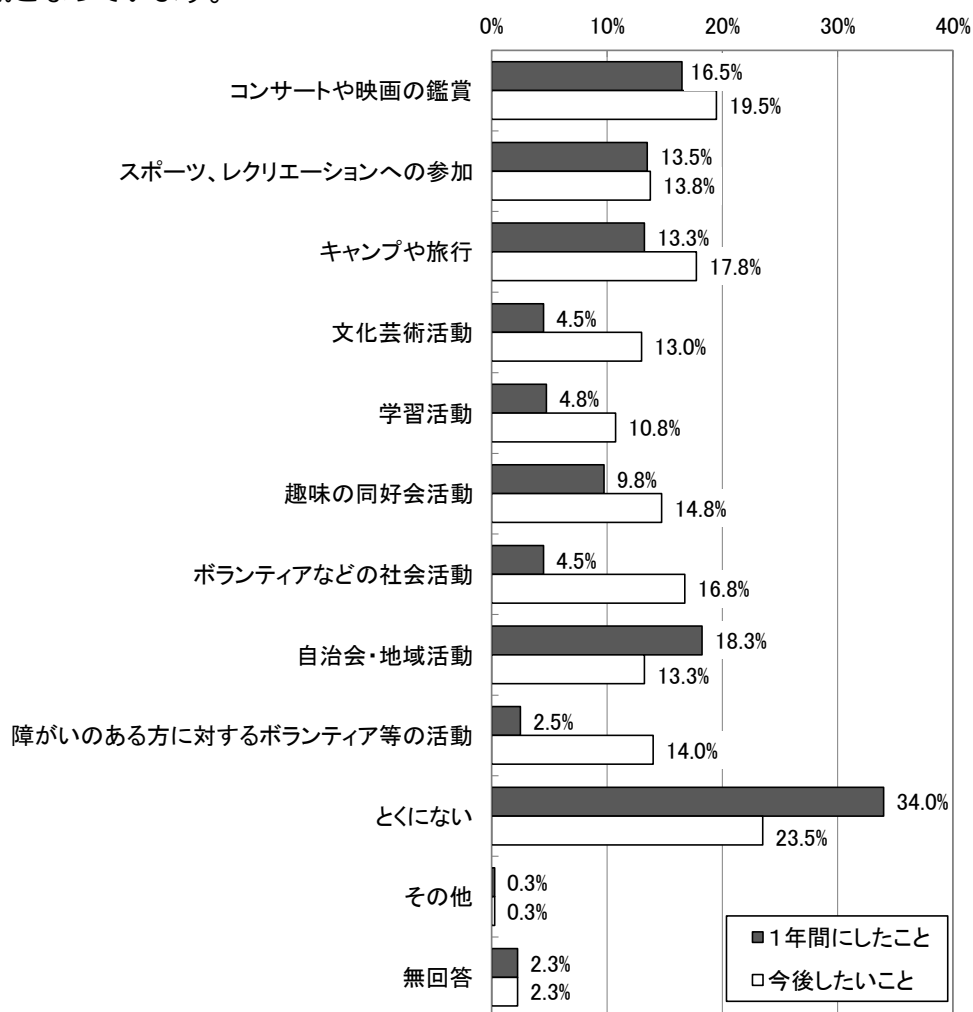
問 この1年間どのような活動をしましたか。また、今後どのような活動をしたいですか。1年間にしたこと（あてはまるものすべてに○）

【1年間にしたこと】

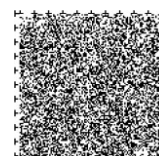
「自治会・地域活動」が18.3%と最も多く、次いで「コンサートや映画の鑑賞」が16.5%となっています。また、「とくにない」が34.0%となっています。

【今後したいこと】

「コンサートや映画の鑑賞」が19.5%、「キャンプや旅行」が17.8%となっています。また、「とくにない」が23.5%となっています。

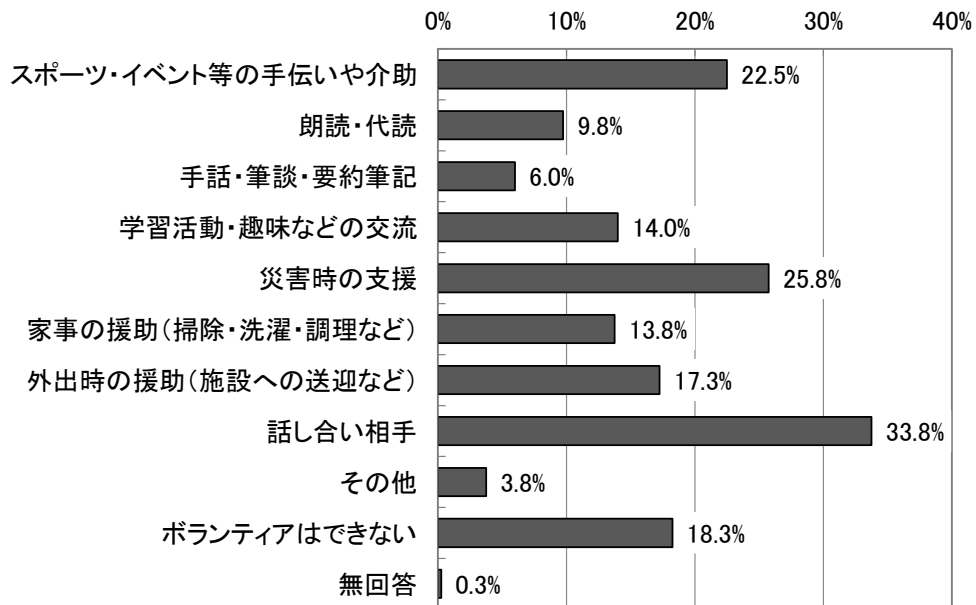


n : 400

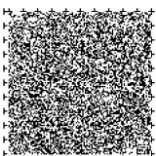


問 あなたは、障がいのある方に関わるボランティアを行うとしたら、どのような活動ができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

障がいのある方に関わるボランティアを行うとしたら、どのような活動ができると思うかでは、「話し合い相手」が33.8%と最も多く、次いで「災害時の支援」が25.8%、「スポーツ・イベント等の手伝いや介助」が22.5%となっています。

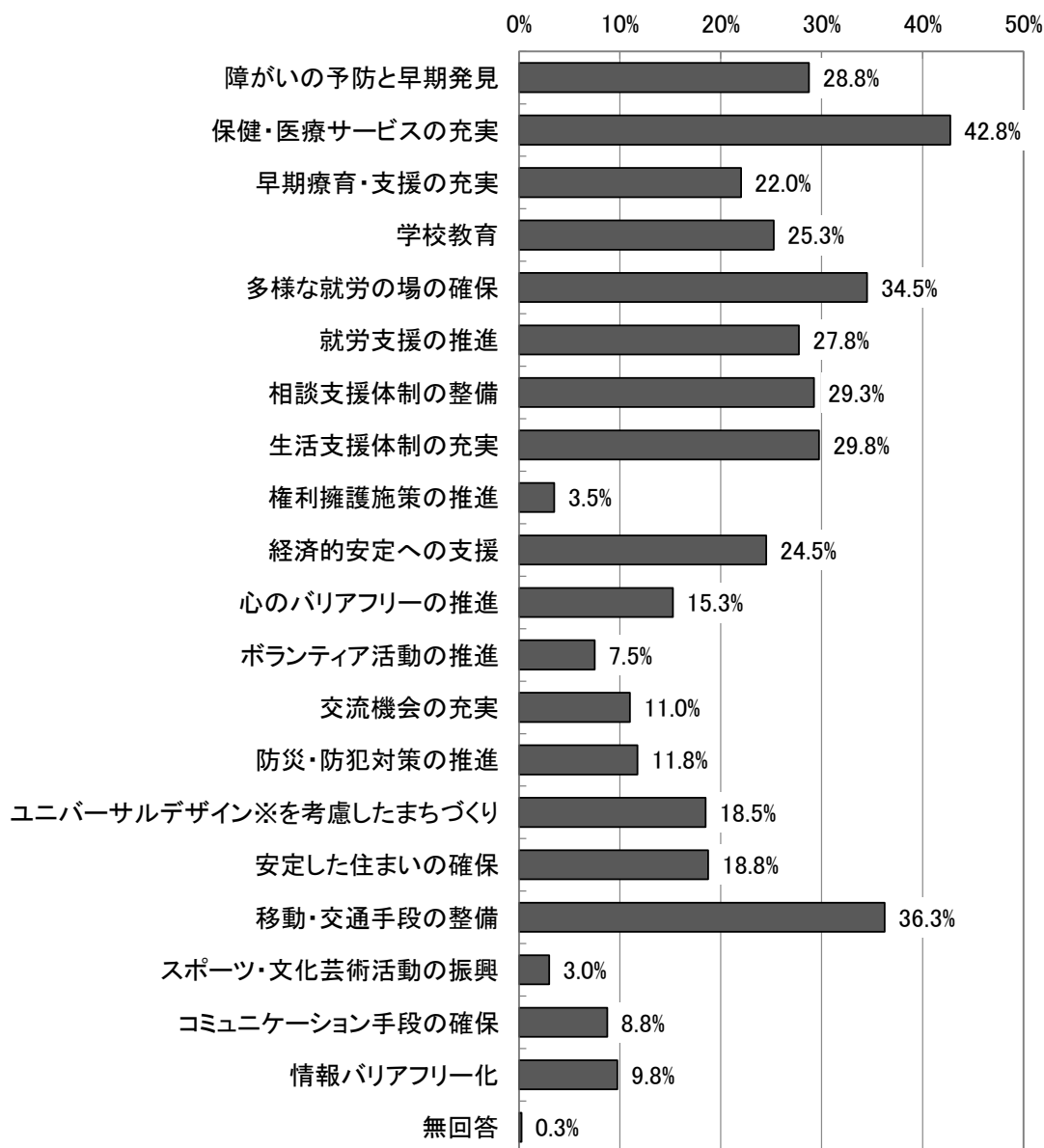


n : 400

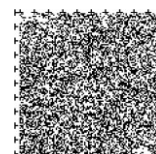


問 あなたが障がい者施策として重要と思うものを次から選んで下さい。(5つまで○)

障がい者施策として重要と思うものでは、「保健・医療サービスの充実」が42.8%と最も多く、次いで「移動・交通手段の整備」が36.3%、「多様な就労の場の確保」が34.5%となっています。



n : 400

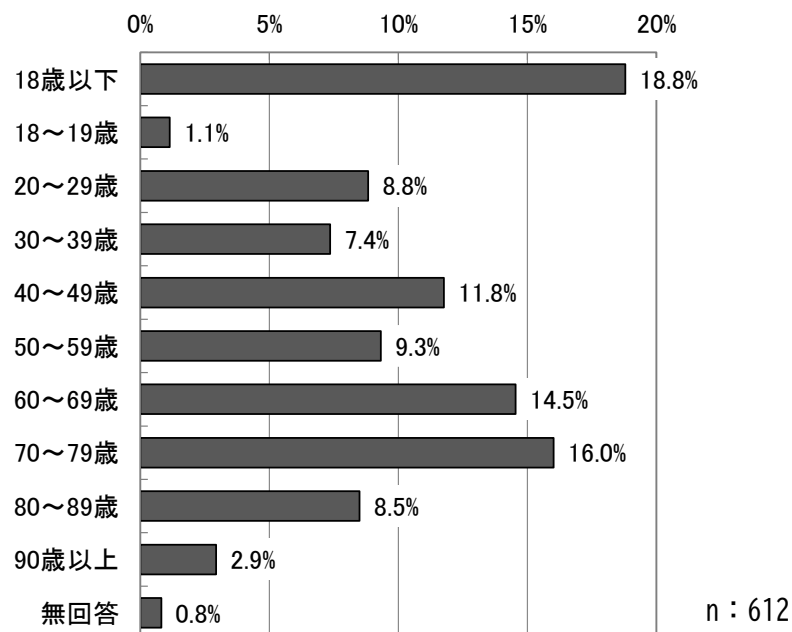


②障がい者（児）調査

◆あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族について

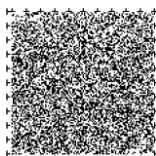
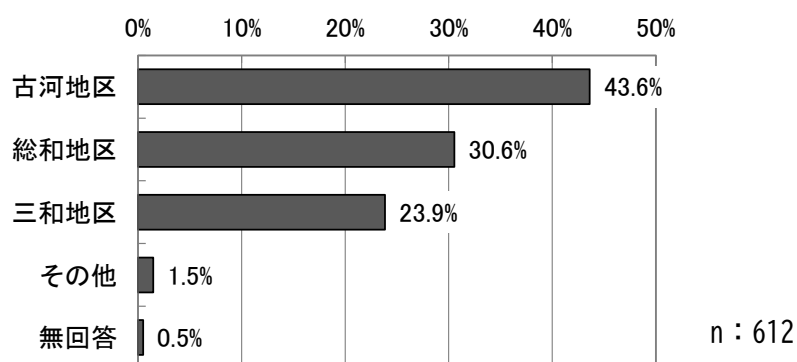
問 あなたの年齢をお答えください。（令和2年8月1日現在）

年齢では、「18歳以下」が18.8%と最も多く、次いで「70～79歳」が16.0%、「60～69歳」が14.5%となっています。



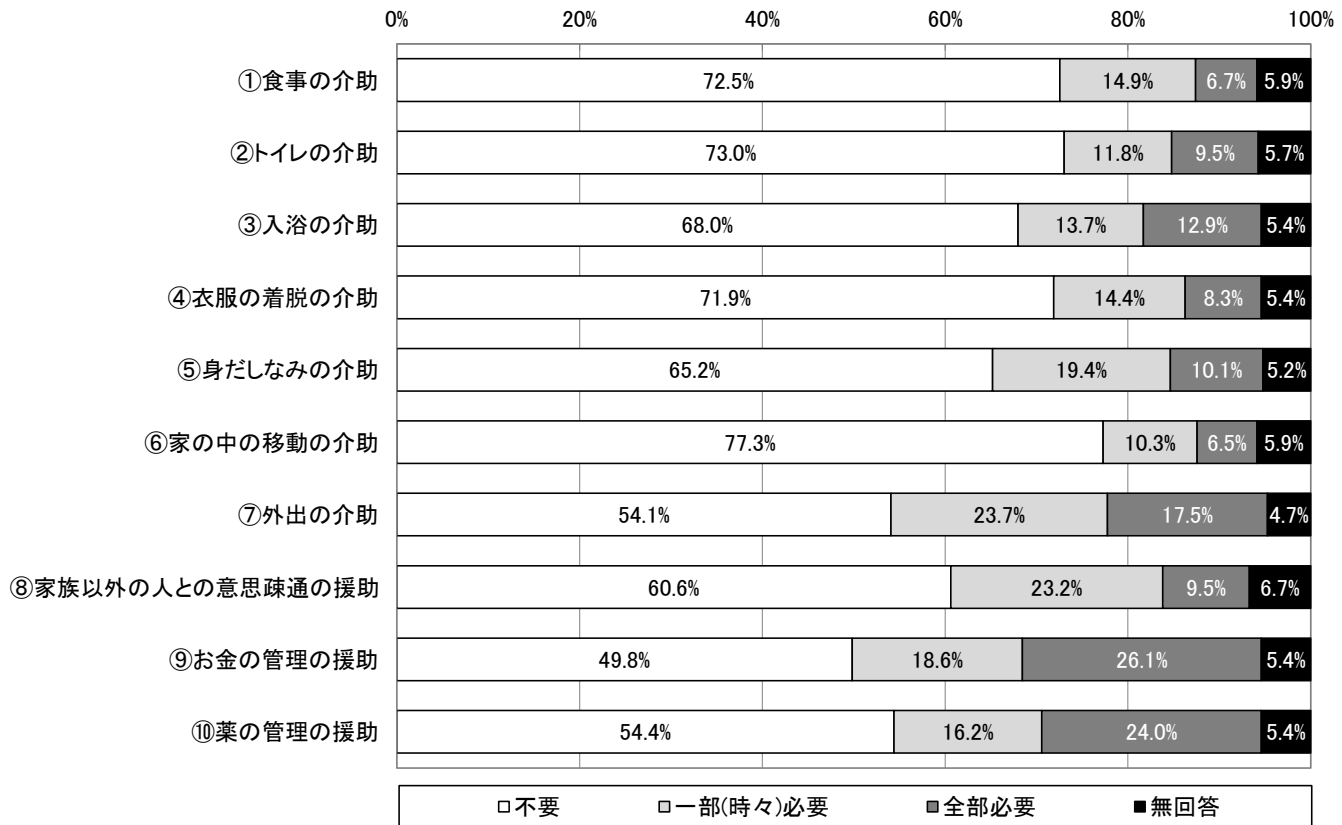
問 あなたがお住いの地域はどこですか。（○は1つだけ）

お住いの地域では、「古河地区」が43.6%と最も多く、次いで「総和地区」が30.6%、「三和地区」が23.9%となっています。

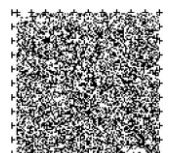


問 日常生活の中で、次の支援が必要ですか。

日常生活の中で、「一部（時々）必要」「全部必要」を合わせた『必要』という回答では、「⑨お金の管理の援助」が最も多く、次いで「⑦外出の介助」、「⑩薬の管理の援助」となっています。



n : 612

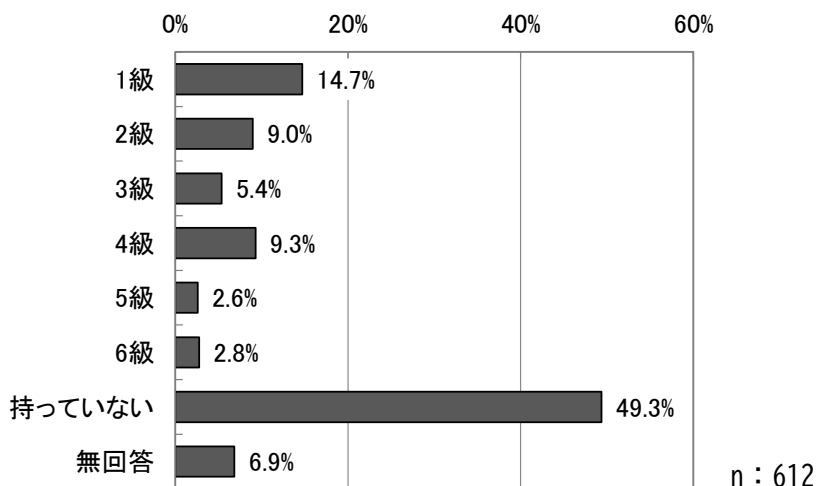


◆あなたの状況について

問 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

身体障害者手帳の等級については、「1級」が14.7%と最も多く、次いで「4級」が9.3%となっています。

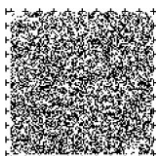
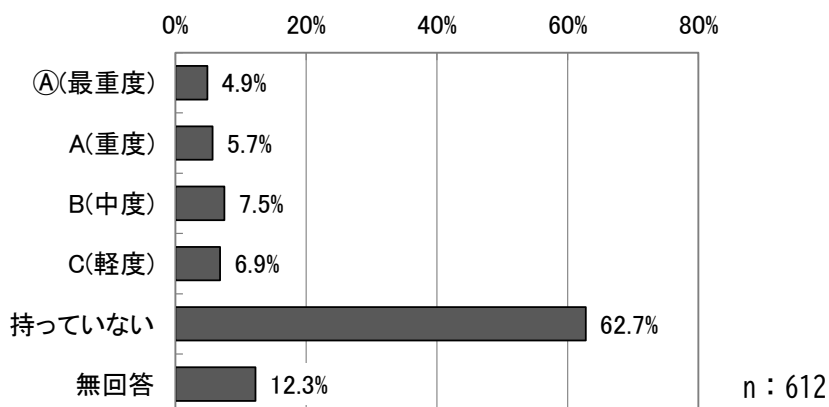
また、「持っていない」が49.3%となっています。



問 あなたは療育手帳をお持ちですか(○は1つだけ)

療育手帳の等級については、「B(中度)」が7.5%と最も多く、次いで「C(軽度)」が6.9%となっています。

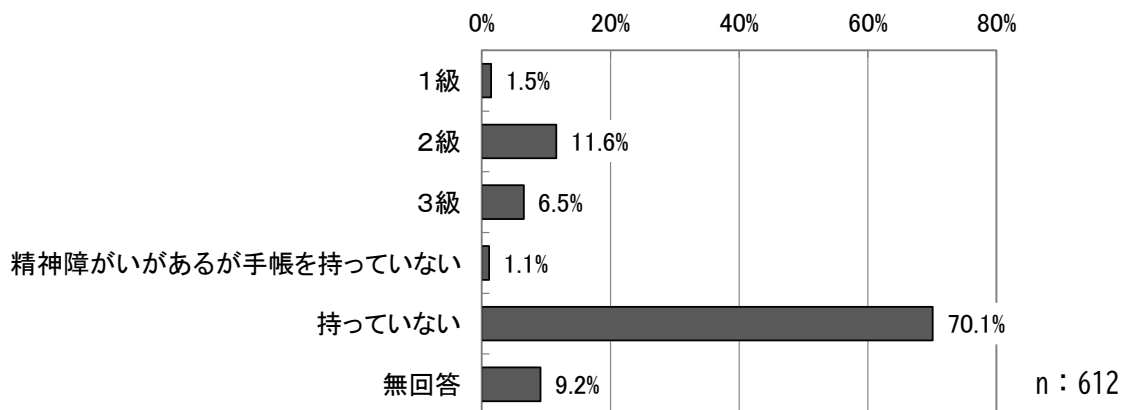
また、「持っていない」が62.7%となっています。



問 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

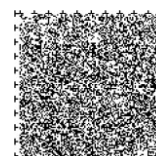
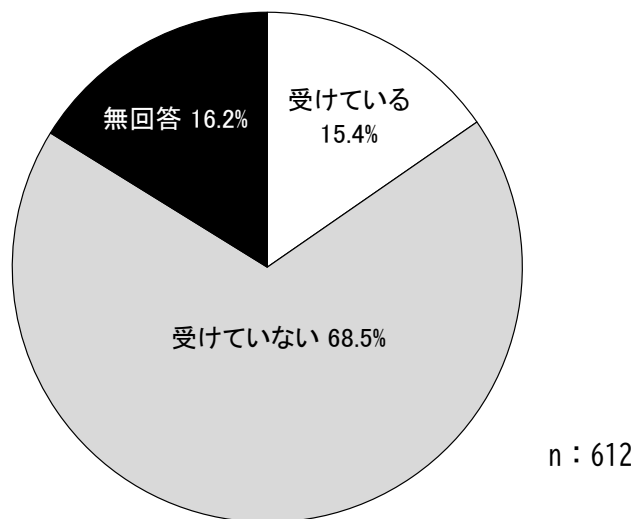
精神障害者保健福祉手帳の等級については、「2級」が11.6%と最も多く、次いで「3級」が6.5%となっています。

また、「持っていない」が70.1%となっています。



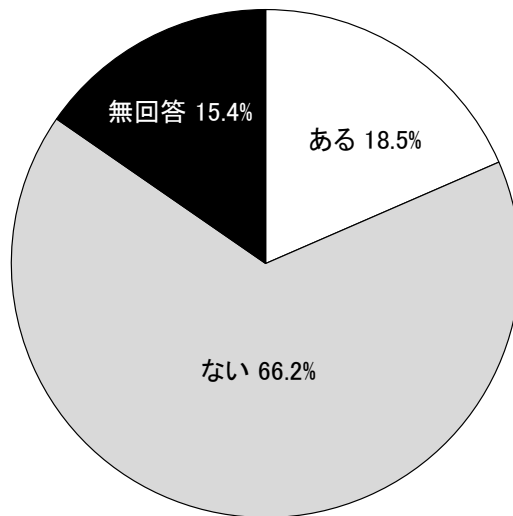
問 あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

「受けている」が15.4%、「受けていない」が68.5%となっています。



問 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

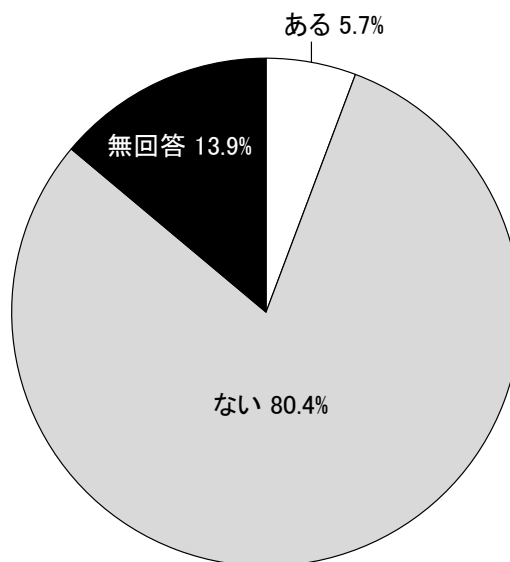
発達障がいとして診断されたことがあるかでは、「ある」が 18.5%、「ない」が 66.2%となっています。



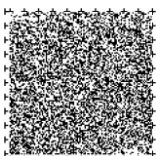
n : 612

問 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

高次脳機能障がいとして診断されたことがあるか「ない」が 80.4%と最も多く、次いで「ある」が 5.7%となっています。



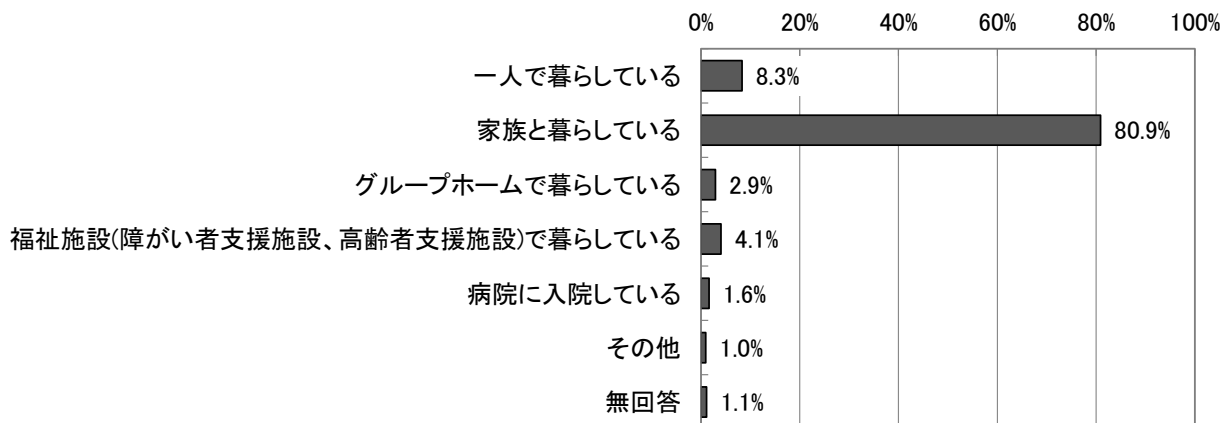
n : 612



◆住まいや暮らしについて

問 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

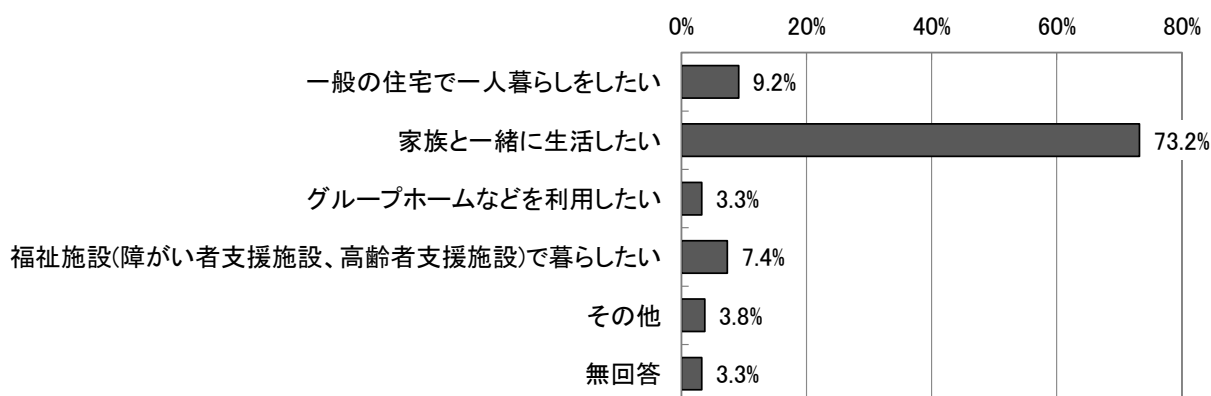
現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が80.9%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が8.3%、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」が4.1%となっています。



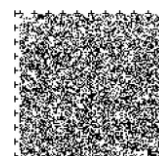
n : 612

問 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つだけ)

今後3年以内にどのような暮らしをしたいかでは、「家族と一緒に生活したい」が73.2%と最も多く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が9.2%、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」が7.4%となっています。



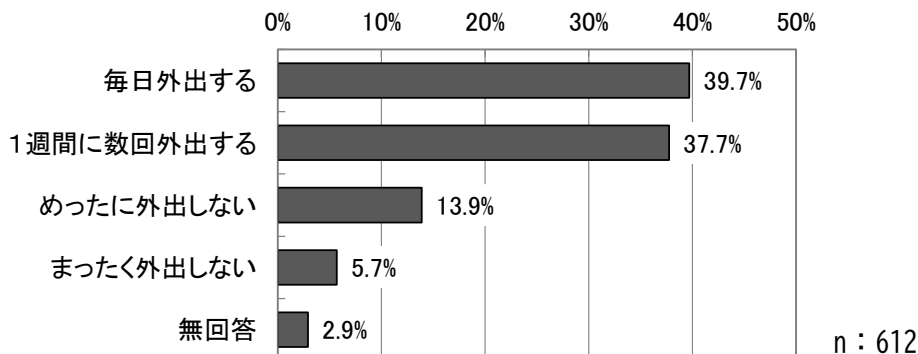
n : 612



◆日中活動や就労について

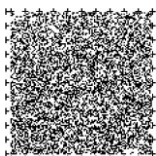
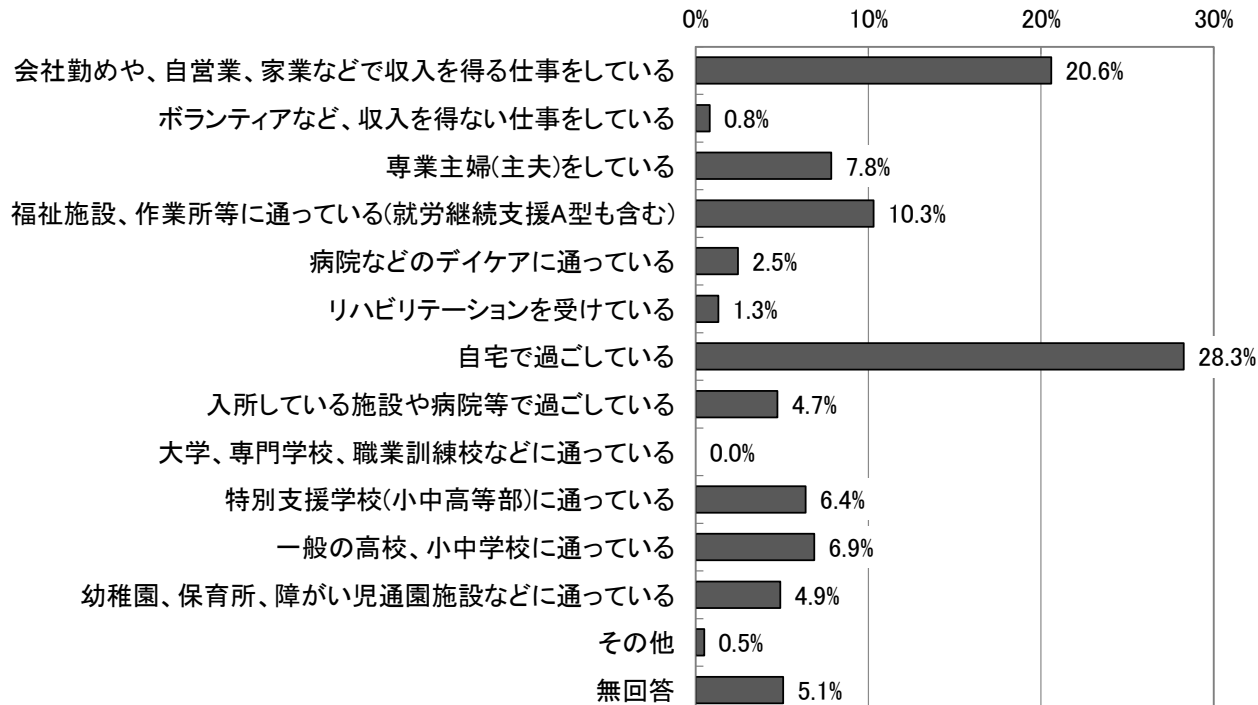
問 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

1週間にどの程度外出するかでは、「毎日外出する」が39.7%と最も多く、次いで「1週間に数回外出する」が37.7%、「めったに外出しない」が13.9%となっています。



問 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

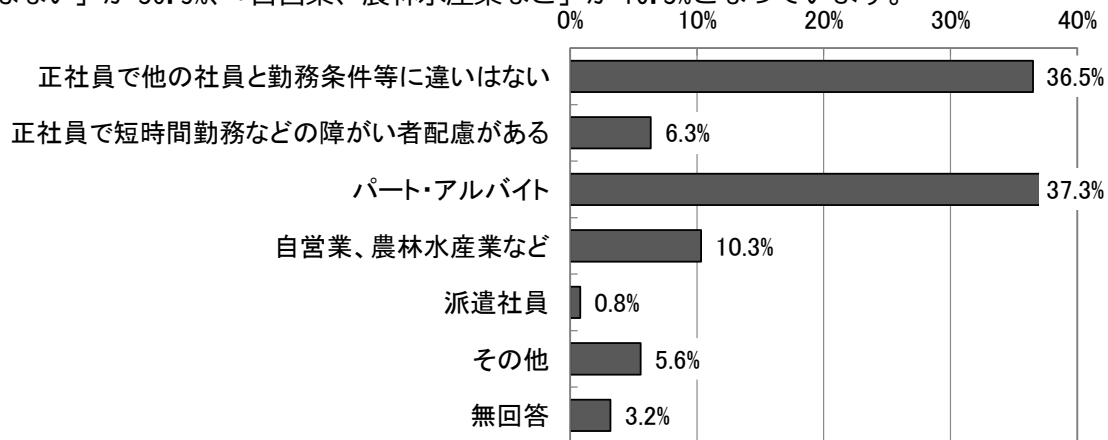
平日の日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が28.3%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が20.6%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」が10.3%となっています。



「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」を回答された方

問 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)

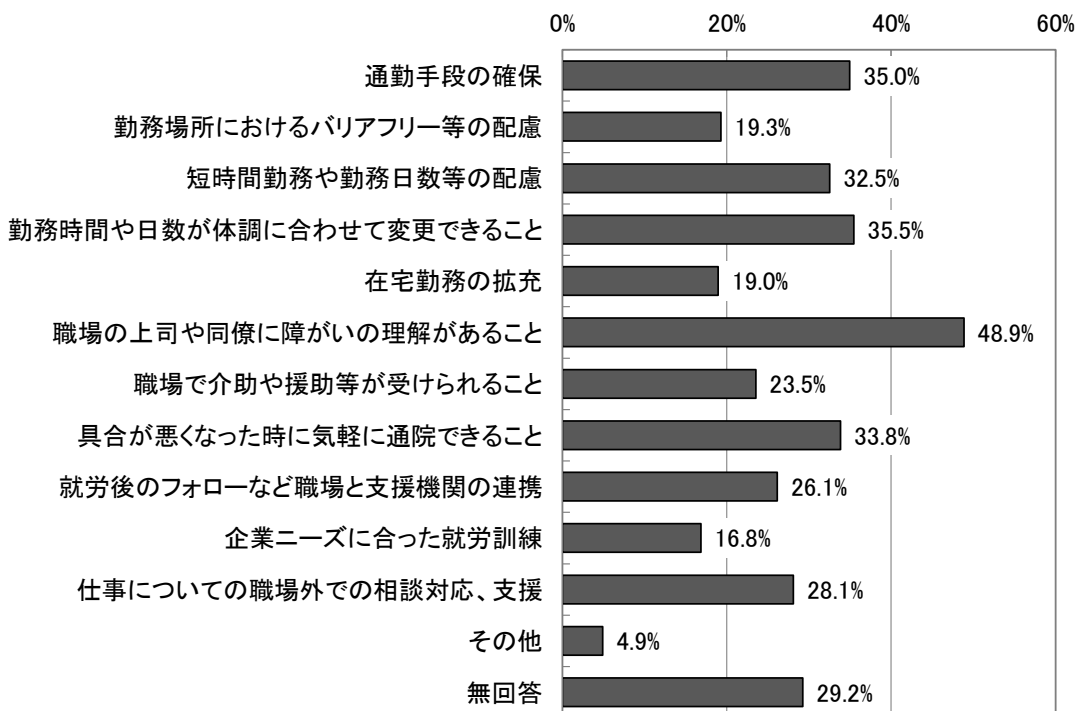
勤務形態では、「パート・アルバイト」が 37.3%と最も多く、次いで「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」が 36.5%、「自営業、農林水産業など」が 10.3%となっています。



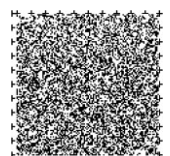
n : 612

問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

障がい者の就労支援として必要なことでは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 48.9%と最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 35.5%、「通勤手段の確保」が 35.0%となっています。



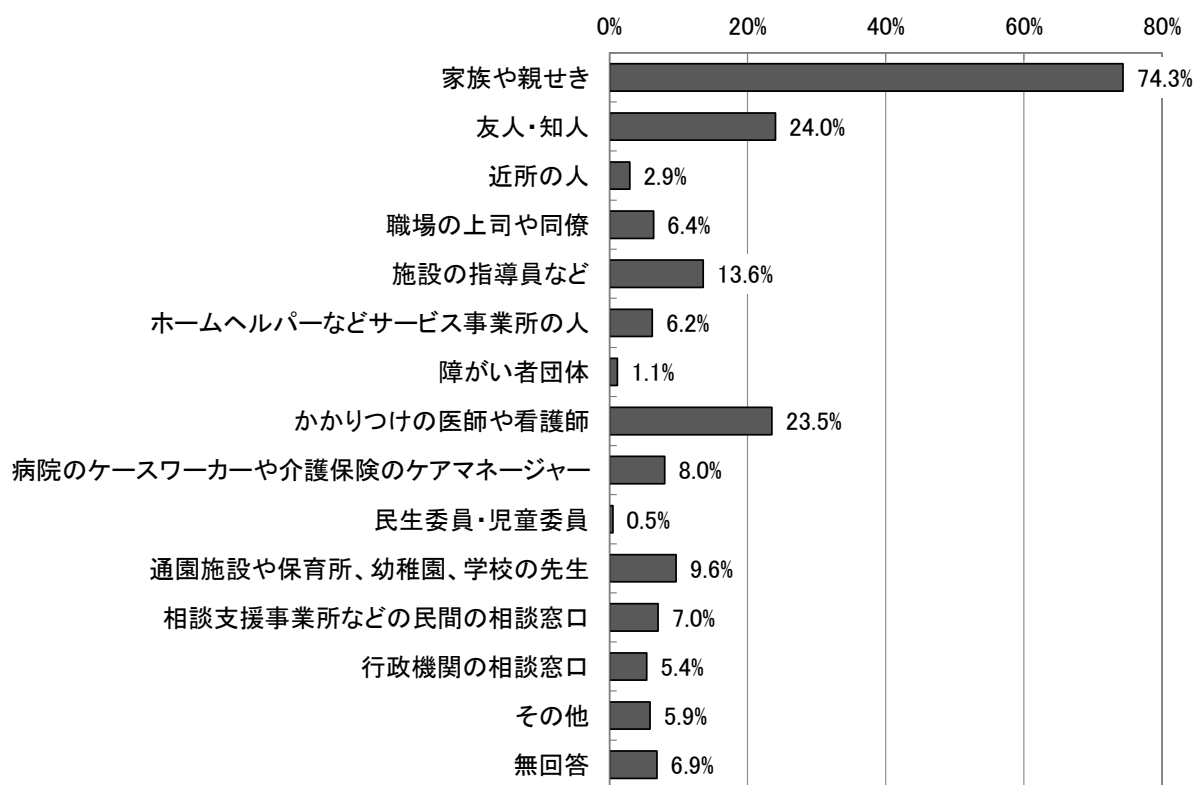
n : 612



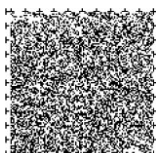
◆相談相手について

問 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたかに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

普段、悩みや困ったことの相談先では、「家族や親せき」が 74.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が 24.0%、「かかりつけの医師や看護師」が 23.5%となっています。

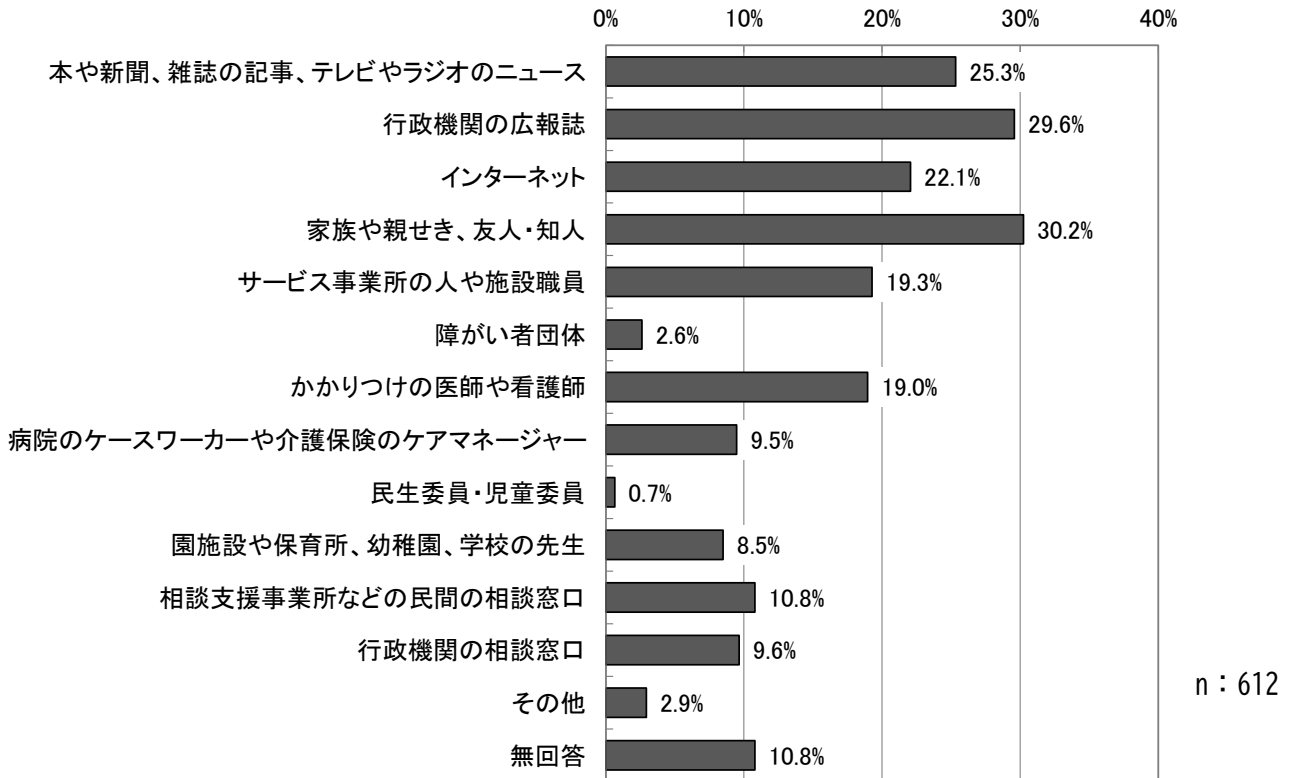


n : 612



問 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

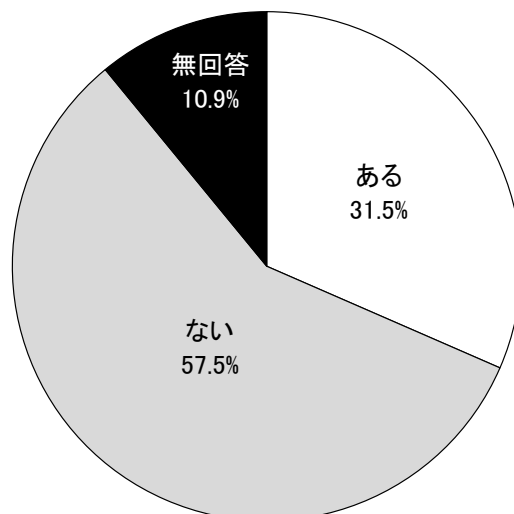
障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いかでは、「家族や親せき、友人・知人」が30.2%と最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が29.6%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が25.3%となっています。



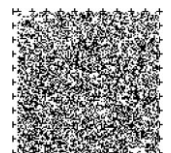
◆権利擁護について

問 あなたは、差別や嫌な思いをしたことがありますか。(○は1つだけ)

差別や嫌な思いをしたことがあるかでは、「ある」が31.5%、「ない」が57.5%となっています。



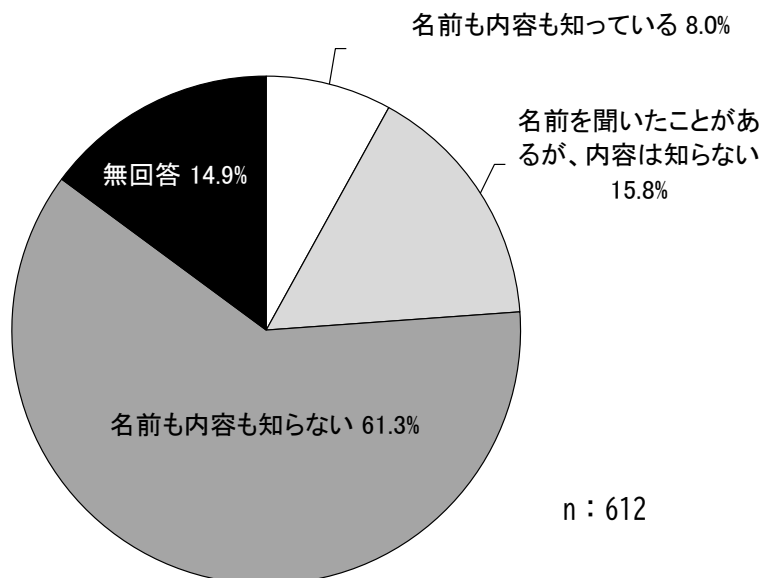
n : 612



問 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」について知っていますか。（○は1つだけ）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」について知っているかでは、「名前も内容も知っている」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた『知っている』が23.8%となっています。

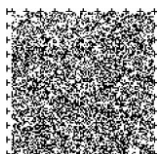
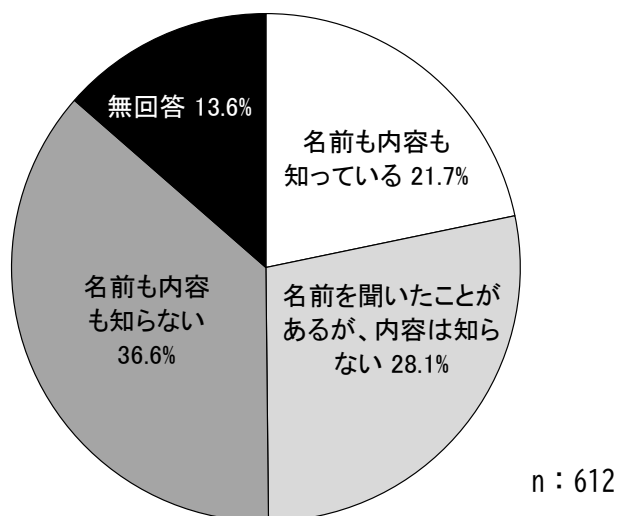
また、「名前も内容も知らない」が61.3%となっています。



問 「成年後見制度」について知っていますか。（○は1つだけ）

「成年後見制度」について知っているかでは、「名前も内容も知っている」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた『知っている』が49.8%となっています。

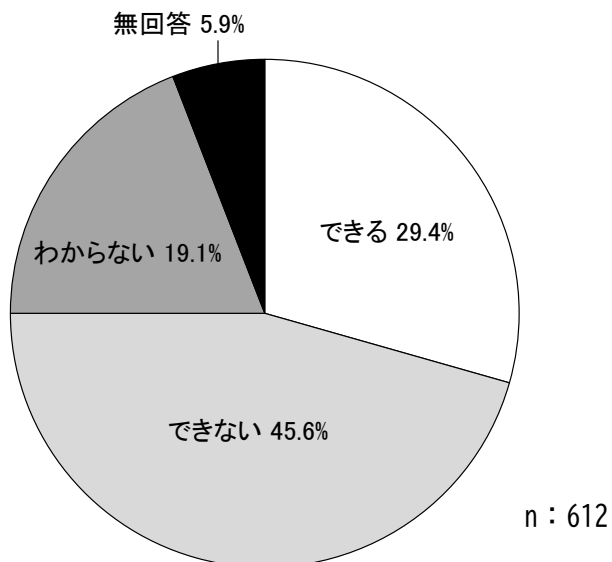
また、「名前も内容も知らない」が36.6%となっています。



◆災害時の避難等について

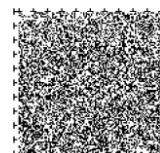
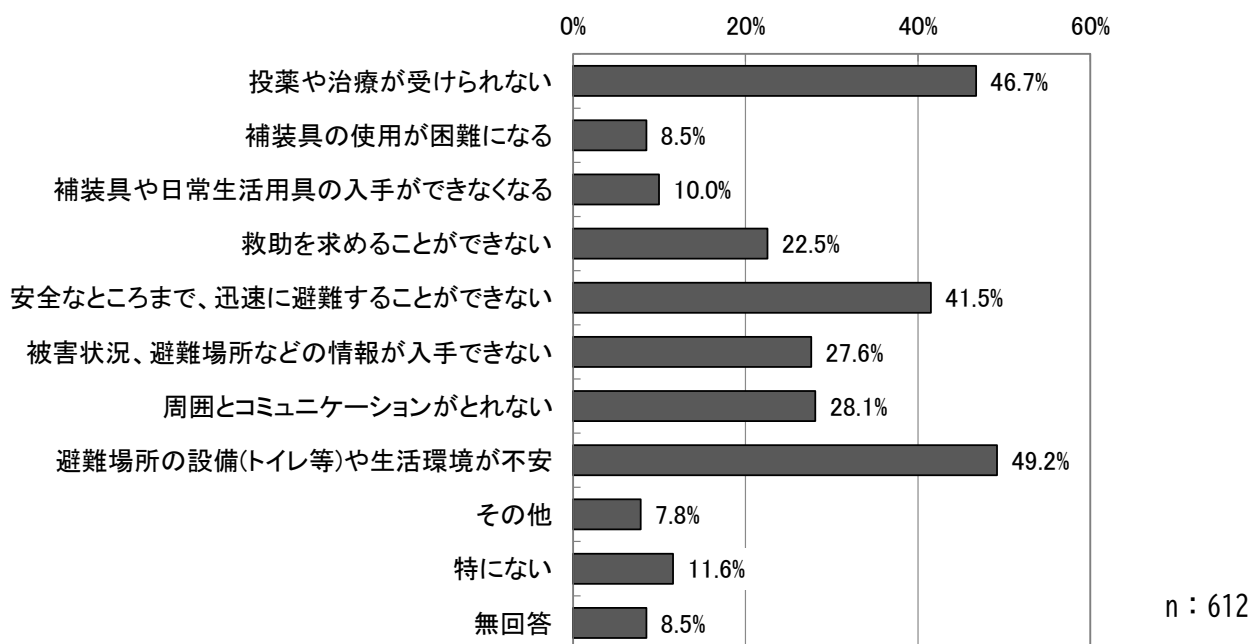
問 あなたは、水害や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

水害や地震等の災害時に一人で避難できるかでは、「できる」が29.4%、「できない」が45.6%、「わからない」が19.1%となっています。



問 水害や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

水害や地震等の災害時に困ることは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が49.2%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が46.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が41.5%となっています。

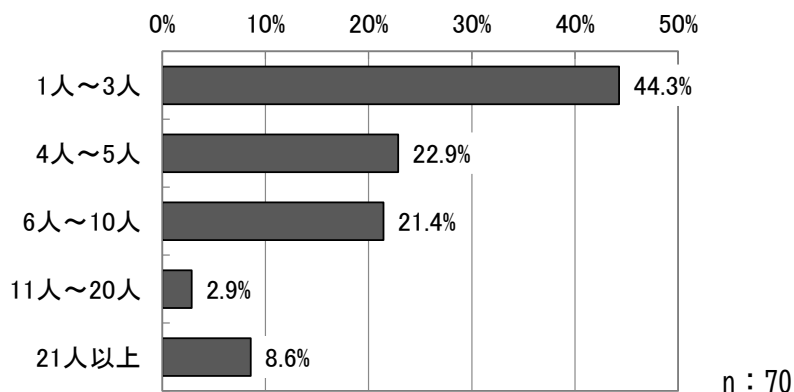


③障がい福祉サービス事業所等

問 貴事業所・センターの職員数は何人ですか。

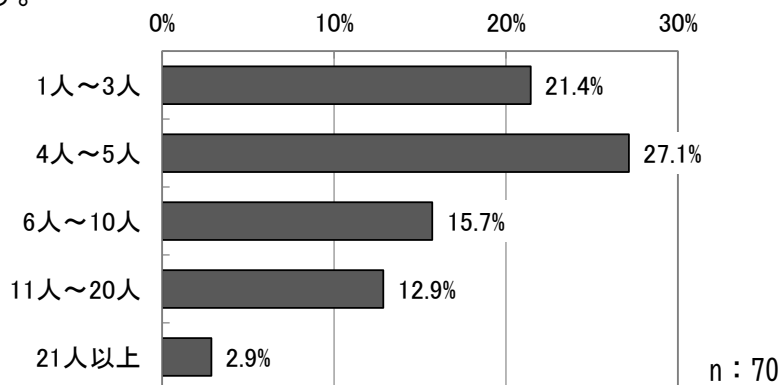
【常勤職員】

常勤職員では、「1人～3人」が44.3%と最も多く、次いで「4人～5人」が22.9%、「6人～10人」が21.4%となっています。



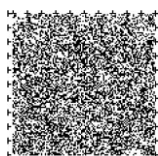
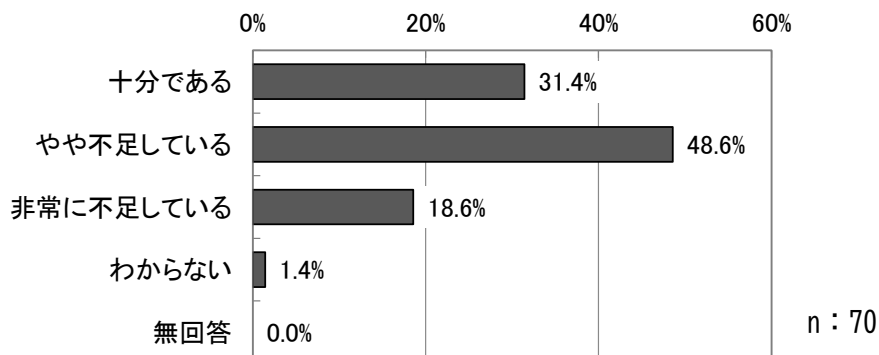
【非常勤職員】

非常勤職員では、「4人～5人」が27.1%と最も多く、次いで「1人～3人」が21.4%、「6人～10人」が15.7%となっています。



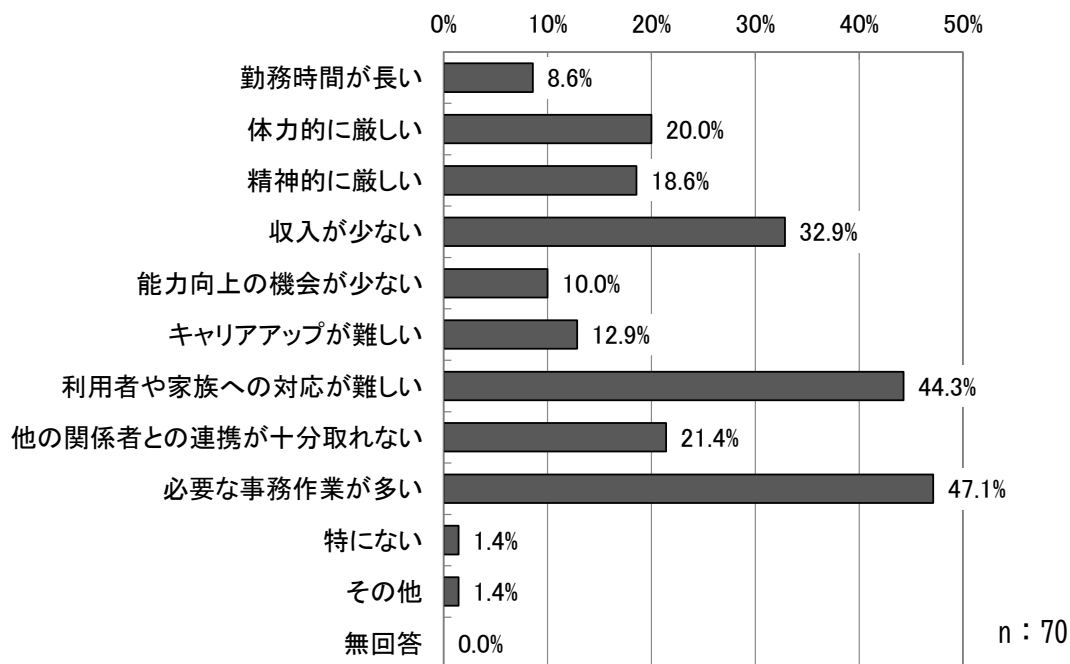
問 貴事業所・センターの業務量に対して、職員の充足状況（人手）はいかがですか。
（○はひとつ）

貴事業所・センターの業務量に対して、職員の充足状況（人手）では、「やや不足している」が48.6%と最も多く、次いで「十分である」が31.4%、「非常に不足している」が18.6%となっています。



問 貴事業所・センターの職員の方は、どのようなことで困っていますか。(3つまで○)

どのようなことで困っているかでは、「必要な事務作業が多い」が47.1%と最も多く、次いで「利用者や家族への対応が難しい」が44.3%、「収入が少ない」が32.9%となっています。

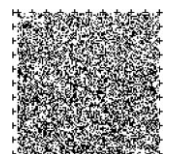
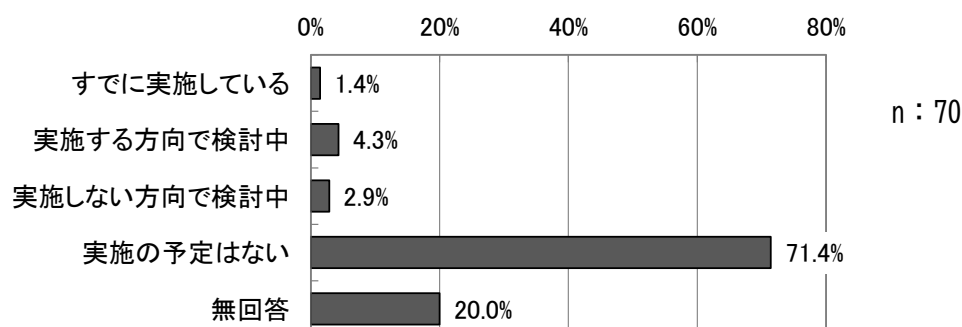


問 障害者総合支援法及び児童福祉法（改正法：平成28年5月25日成立）により平成30年4月から開始されたサービスおよび拡充するサービスに関して、現時点での事業取り組み状況・予定についてお答えください。また、お答えいただいた内容については、今後の予算編成においても参考にさせていただきます。(一つだけ○)

○自立生活援助について

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス

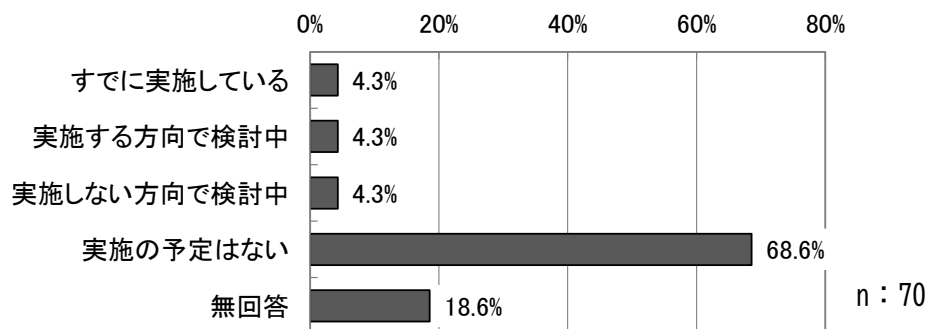
自立生活援助については、「実施の予定はない」が71.4%と最も多く、次いで「実施する方向で検討中」が4.3%、「実施しない方向で検討中」が2.9%となっています。



○就労定着支援について

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行うサービス

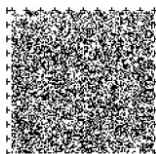
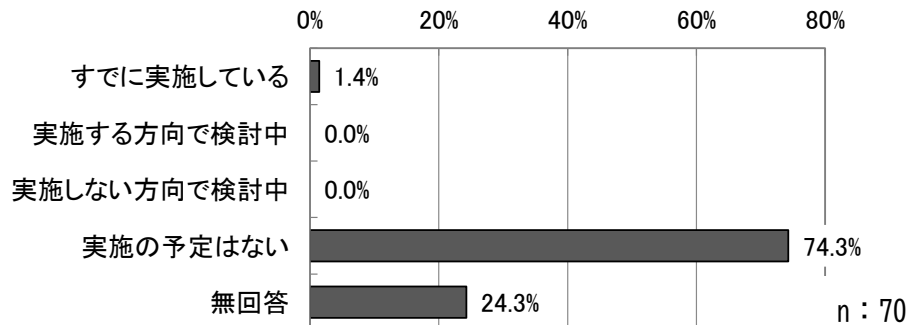
就労定着支援については、「実施の予定はない」が68.6%と最も多くなっています。



○居宅訪問型児童発達支援について

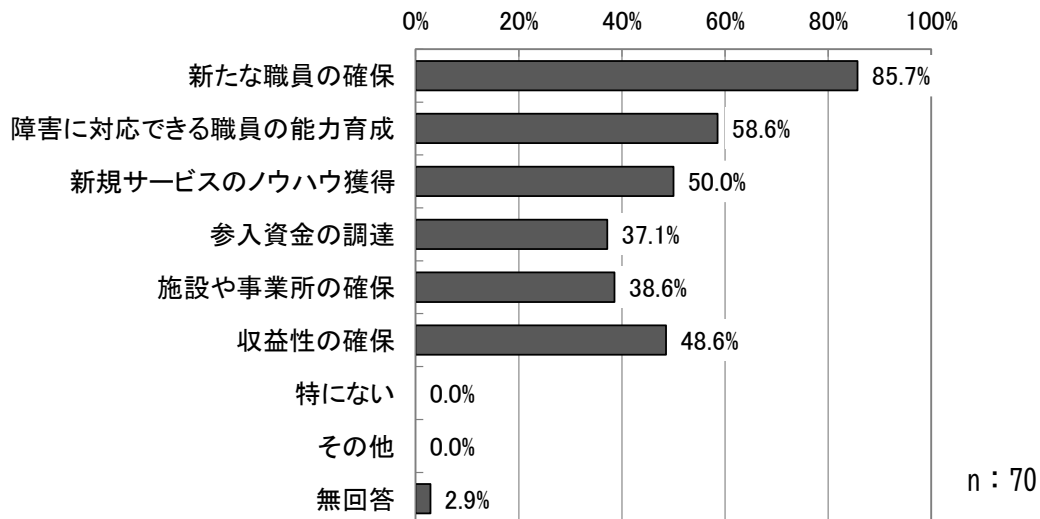
重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス

居宅訪問型児童発達支援については、「実施の予定はない」が74.3%と最も多くなっています。



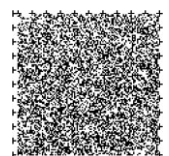
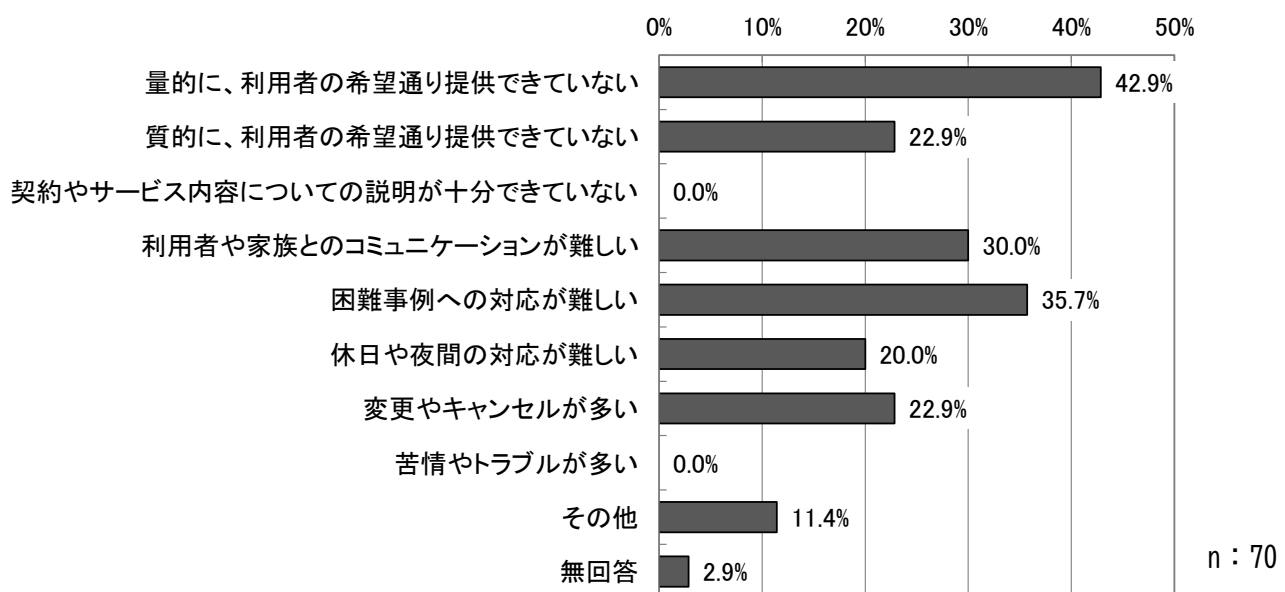
問 サービスを新たに始めるにあたり課題となることは何ですか。新規参入の予定がない事業所の方も、新規参入を想定した場合の課題をお答えください。(〇はいくつでも)

サービスを新たに始めるにあたり課題となることでは、「新たな職員の確保」が 85.7%と最も多く、次いで「障害に対応できる職員の能力育成」が 58.6%、「新規サービスのノウハウ獲得」が 50.0%となっています。



問 貴事業所・センターにおいてサービスを提供する上で、課題となっていることは何ですか。(〇はいくつでも)

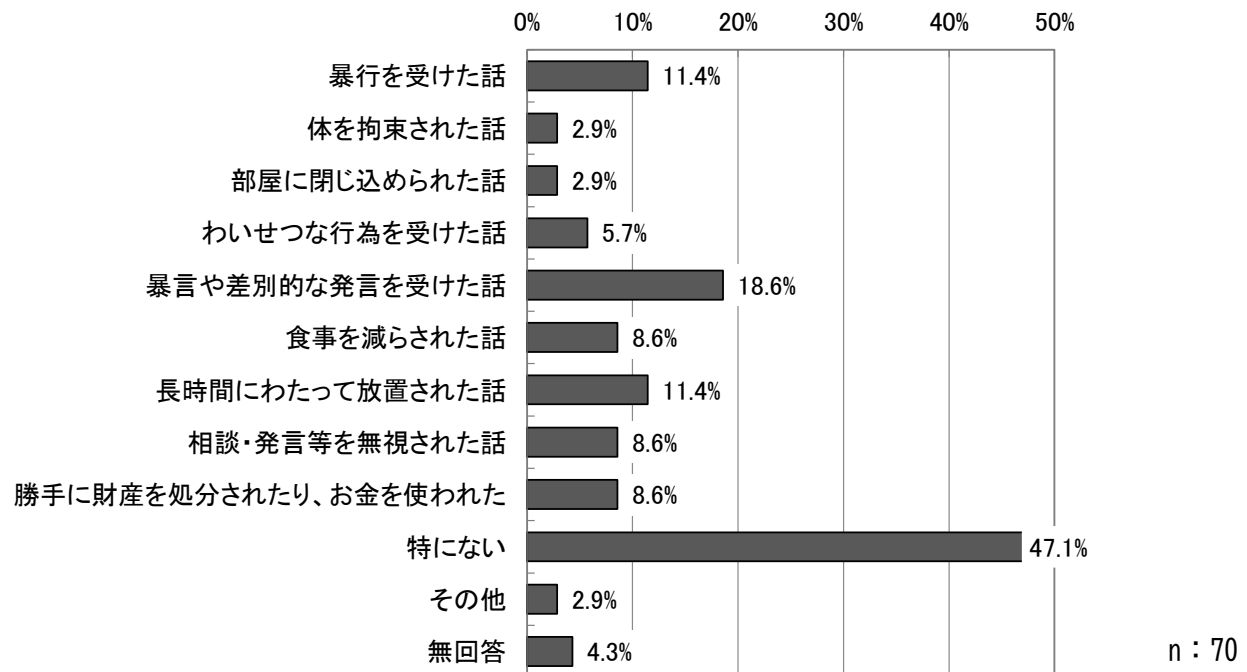
サービスを提供する上で、課題となっていることでは、「量的に、利用者の希望通り提供できていない」が 42.9%と最も多く、次いで「困難事例への対応が難しい」が 35.7%、「利用者や家族とのコミュニケーションが難しい」が 30.0%となっています。



問 貴事業所・センターでは、古河市内の事業所や家庭、地域社会で起きている障がい者の虐待について、具体的に認識している事案はありますか。(〇はいくつでも)

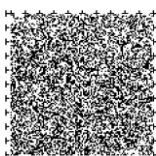
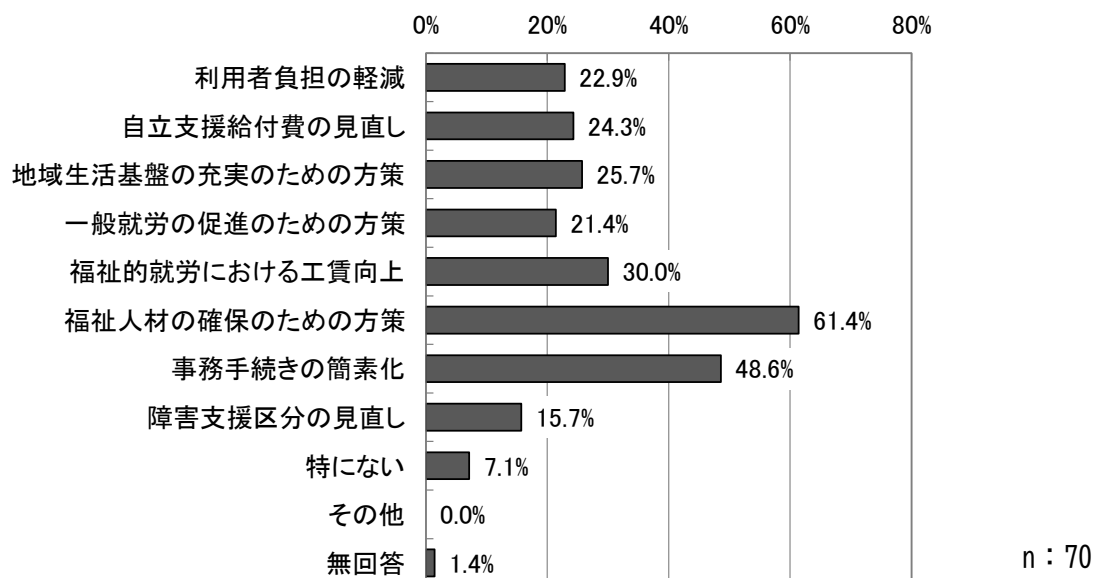
古河市内の事業所や家庭、地域社会で起きている障がい者の虐待について、具体的に認識している事案では、「暴言や差別的な発言を受けた話」が 18.6%と最も多く、次いで「暴行を受けた話」、「長時間にわたって放置された話」がともに 11.4%となっています。

また、「特にない」が 47.1%となっています。



問 貴事業所・センターでは、今後の障害者施策について、どのようなことを期待していますか。(〇はいくつでも)

今後の障害者施策について、どのようなことを期待しているかでは、「福祉人材の確保のための方策」が 61.4%と最も多く、次いで「事務手続きの簡素化」が 48.6%、「福祉的就労における工賃向上」が 30.0%となっています。



④特別支援学校及び障害者団体に対しヒアリング結果抜粋

■鑑賞の機会の拡大について

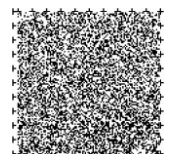
障がいのある方が優れた文化芸術を鑑賞したり、体験する機会の充実を図るにあたり、どのようなことが課題になると思われますか。

- ・障がい程度の重い人の移動手段
- ・年に1回でも市内外の美術館めぐりや高度なコンサートを聴く機会を与えることが必要とを感じる
- ・障がい特性に応じた利用しやすい環境整備。また、適切な対応をしてくれる人材・スタッフの育成が必要である。今年度においては、新型コロナウイルス感染症予防の対策も必要である。
- ・学校行事として鑑賞の機会を計画するには、移動手段、トイレや食事、休養スペースの確保などが必要になる。
- ・障がい特性によっては、待ち時間をできるだけ短くしたり、少人数や静かな環境、あるいは多少声を出してしまっても許容されるなどの環境調整をしたりする必要がある。
- ・視覚障がいのある方が鑑賞する場合には、音声ガイドや触れて楽しめる作品の展示などがあるとよい。
- ・障害のある人との交流が必要である。
- ・どのような応援やサポートをしていただけるか教えてほしい。
- ・車いすのまま乗れる車輛を整備してほしい。

■創造の機会の拡大について

障がいのある方が福祉施設や学校、文化施設、社会教育施設等において、自ら絵を描いたり造形物を作ること、歌や踊り、演じることなどの機会の拡大を図るにあたり、どのようなことが課題になると思われますか。

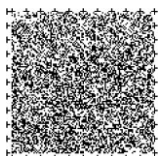
- ・感性の高い専門の指導者の招待又は養成が必要かと思う
- ・障がいのある方のそれぞれの障がい特性を理解し、創造の活動の場で、その個人ができる能力を最大限に引き出せる環境づくり。また、引き出すことのできる指導者や人材の育成が必要である。
- ・障がい特性に対応した制作場所の確保。
- ・作品制作をする方がイメージ通りの作品を作るための素材や画材などについて支援を必要とする場合、適切なサポートをするためには支援者がそれらの知識をもっている必要がある。
- ・同じ会場にいなくとも制作に参加できるような機会を設定すること。
- ・専門家（教える人）の育成が必要である。
- ・民間等のカルチャーセンターの方に教えていただく仕組みも必要である。
- ・教えてもらうことで伸びる人もいるので、教えてもらえる場が必要である。



■作品等の発表の機会の確保について

障がいのある方の作品や表現を一般の人々に広く紹介するため、展示や公演などの機会を確保するにあたり、どのようなことが課題になると思われますか。

- ・障がいのある人に対する偏見と差別。
- ・オープンスペースやギャラリーなど開かれた空間での展示や公演をすることを希望する。
- ・コロナ禍において、一般の人々へ告知・集客も課題ではあるが、障がいがある方が、自分の作品や表現をまた見てほしいと思える発表の機会や環境づくりが必要である。「個人情報の取扱い」の対応についても大きな課題である。
- ・メディアを活用した広報活動。
- ・学校などの団体からの積極的な情報発信や展覧会への積極的な出品。
- ・オープンスペースが必要である（通路で常に人が通っている所等）。
- ・他市町村と連携し、障がいのある人が多く参加できるようにしてほしい。



第6期古河市障害福祉計画・第2期古河市障害児福祉計画

令和3年(2021年)3月

発行：古河市 福祉部 障がい福祉課
〒306-0221 茨城県古河市駒羽根1501番地
古河市総和福祉センター「健康の駅」内
電話 0280-92-4919 FAX 0280-92-5544
<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

